

第65号議案

平成26年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動について

上記の議案を提出する。

平成26年9月22日

教育長 堤 正則

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第23条第3号及び久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2
条第4号の規定に基づき、平成26年度における久留米市教育委員会事務局
等職員の人事異動を行おうとするものであるが、急施を要し市教育委員会を
開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委
任規則第3条の規定に基づき、教育長により臨時に代理したので報告し承認
を求めようとするものである。

平成26年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動について

平成26年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動について、別紙の
とおり教育長により臨時に代理したので、報告し、承認を求める。

久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動について

平成26年度の久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動を別紙のとおり
行う。

教育委員会事務局等職員（管理職員等）人事異動について（8月31日付）

1 教育公務員人事異動に関する退職に伴う転出

事務職員 四ヶ所 清隆

市長部局に転任を命ずる

平成26年8月31日

久留米市教育委員会

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(教育機関の職員の任命)

第34条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定がある場合を除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

~~~~~

## ○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

### (委任)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。
- (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。
- (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転換等を行うこと。

~~~~~

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認をうけなければならない。

第66号議案

平成26年度久留米市立学校教職員（管理職）の人事異動内申について

上記の議案を提出する。

平成26年9月22日

教育長 堤 正則

提案理由

平成26年度における久留米市立学校教職員の人事異動（管理職）について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3
8条に基づき、福岡県教育委員会へ内申しようとするものであるが、急施を要
し市教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長
に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、教育長により臨時に代理したの
で報告し、承認を求めようとするものである。

久留米市立学校教職員（管理職）の人事異動内申について

久留米市立学校教職員（管理職）の人事異動内申について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

久留米市立学校教職員（管理職）の人事異動内申について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条の規定により、下記のとおり福岡県教育委員会へ内申する。

記

学校名	職名	氏名	発令事項	発令年月日	備考
山川小学校	教頭	四ヶ所 清隆	採用	平成26年 9月1日	

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（市町村委員会の内申）

第三十八条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任命その他の進退を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - 一 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いで当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合
 - 二 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合
- 3 市町村委員会は、教育長の助言により、前二項の内申を行うものとする。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（抜粋）

（臨時代理）

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認をうけなければならない。

第67号議案

久留米市立学校の主任等の任命について

上記の議案を提出する。

平成26年9月22日

教育長 堤 正則

提案理由

主任等の辞任に伴い、後任の主任等を任命しようとするものである。

久留米市立学校の主任等の任命について

久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）

第15条第4項の規定により、下記の者を久留米市立学校の主任等に任命する。

記

学 校 名	主任の別	氏 名	発令年月日	任期
津福小学校	学年主任 (4年)	山口 あゆみ	平成26年 9月23日	平成26年9月23日 ～ 平成27年3月31日
江南中学校	生徒指導主事	大熊 真幸	平成26年 10月6日	平成26年10月6日 ～ 平成27年3月31日

主任等新旧対照表

学校名	主任等の別	旧		新	
		職名	氏 名	職名	氏 名
津福小	学年主任 (4年)	教諭	古賀 哲	教諭	山口 あゆみ
江南中	生徒指導主事	教諭	得永 房子	教諭	大熊 真幸

○久留米市立小中学校等管理規則（抜粋）

（教務主任等）

第15条 次の各号に掲げる学校には、特別の事情がある場合を除き、当該各号の表の左欄に掲げる主任等を置くものとし、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（1） 小学校

左欄	右欄
教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
学年主任	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

（2） 中学校

左欄	右欄
教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
学年主任	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
生徒指導主事	校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について、連絡調整及び指導、助言に当たる。
進路指導主事	校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

（3） 特別支援学校 （略）

- 2 学校においては、前項に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、その主任等を置かないことができる。
- 4 第1項に規定する主任等は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。
- 5 前項の規定にかかわらず、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭の中から、司書教諭は当該学校の主幹教諭、指導教諭又は教諭の中から、校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。

第68号議案

久留米市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成26年9月22日

教育長 堤 正則

提案理由

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の一部改正に伴い、母子寡婦福祉資金の名称等が変更されるため、条文及び様式中の用語を整理するために規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

久留米市奨学金条例施行規則（昭和44年久留米市教育委員会規則第4号）の一部を
次のように改正する。

第7条中「福岡県母子・寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金の貸付け」に改め
る。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第2条関係）

世 帯 調 書

年 月 日

久留米市教育委員会 あて

本 人 氏名 印保護者 氏名 印

下記のとおり相違ありません。

同 一 生 計 の 家 族 状 況	統 柄	氏 名	年 齡	同 居 別 居	所 得 の 種 類		備 考 学生は学校種 類・学年を記入 (○学校○年生等)
					給 与 収 入 額 千 円	そ の 他 所 得 額 千 円	
本 人							
合 計							

- ※1 年齢は 年 月 日現在で記入してください。
 2 収入・所得の欄は、市町村発行の所得証明書の金額を記入してください。
 3 備考欄には、小(中・高・大等)学校○年生等就学状況を記入してください。

※世帯人員等集計

世 帯 人 員	母子父子家庭等児童数	障 害 者 数	就 労 者 数

- 1 母子父子家庭等児童数は、母子父子家庭等における18歳以下の児童数。
 2 障害者数は、障害者手帳をお持ちの方の数（手帳の写添付）。
 3 就労者数は、就労してある方の数（年金収入のみの方を除く）。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

久留米市奨学金条例施行規則（昭和44年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○久留米市奨学金条例施行規則 昭和44年4月1日 久留米市教育委員会規則第4号 改正 昭和45年 9月18日教育委員会規則第 2号 昭和51年 4月 1日教育委員会規則第 3号 （題名改称） 昭和55年 1月23日教育委員会規則第 3号 昭和56年 4月 1日教育委員会規則第 5号 昭和62年 2月25日教育委員会規則第 1号 平成 2年 3月31日教育委員会規則第 5号 平成 5年 3月26日教育委員会規則第 2号 平成 8年 3月29日教育委員会規則第 4号 平成11年 4月 1日教育委員会規則第 6号 平成14年 3月26日教育委員会規則第 4号 平成15年 9月22日教育委員会規則第 7号 平成17年 2月 4日教育委員会規則第 27号 平成17年 3月14日教育委員会規則第 43号 平成18年11月22日教育委員会規則第 9号 平成20年 3月21日教育委員会規則第 5号 平成22年 3月31日教育委員会規則第 6号	○久留米市奨学金条例施行規則 昭和44年4月1日 久留米市教育委員会規則第4号 改正 昭和45年 9月18日教育委員会規則第 2号 昭和51年 4月 1日教育委員会規則第 3号 （題名改称） 昭和55年 1月23日教育委員会規則第 3号 昭和56年 4月 1日教育委員会規則第 5号 昭和62年 2月25日教育委員会規則第 1号 平成 2年 3月31日教育委員会規則第 5号 平成 5年 3月26日教育委員会規則第 2号 平成 8年 3月29日教育委員会規則第 4号 平成11年 4月 1日教育委員会規則第 6号 平成14年 3月26日教育委員会規則第 4号 平成15年 9月22日教育委員会規則第 7号 平成17年 2月 4日教育委員会規則第 27号 平成17年 3月14日教育委員会規則第 43号 平成18年11月22日教育委員会規則第 9号 平成20年 3月21日教育委員会規則第 5号 平成22年 3月31日教育委員会規則第 6号 <u>平成26年 9月22日教育委員会規則第68号</u>
（目的） 第1条 この規則は、久留米市奨学金条例（昭和44年久留米市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （昭51教規則3・一部改正） （申請書の提出） 第2条 奨学金の給付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添え、在学学校長を経て教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。 （1）奨学金給付申請書（第1号様式）	（目的） 第1条 この規則は、久留米市奨学金条例（昭和44年久留米市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （昭51教規則3・一部改正） （申請書の提出） 第2条 奨学金の給付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添え、在学学校長を経て教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。 （1）奨学金給付申請書（第1号様式）

<p>(2) 学校長の奨学生推せん調書（第2号様式） (3) 世帯調書（第3号様式） (4) 住民票の写し (5) 世帯員の所得証明書</p> <p>（昭62教規則1・平17教規則27・一部改正） （奨学生の決定）</p>	<p>(2) 学校長の奨学生推せん調書（第2号様式） (3) 世帯調書（第3号様式） (4) 住民票の写し (5) 世帯員の所得証明書</p> <p>（昭62教規則1・平17教規則27・一部改正） （奨学生の決定）</p>
<p>第3条 委員会は、前条の申請書が提出されたときは、次条第1項に規定する審議委員会による奨学生候補者の選考を経て、奨学生の決定を行うものとする。</p>	<p>第3条 委員会は、前条の申請書が提出されたときは、次条第1項に規定する審議委員会による奨学生候補者の選考を経て、奨学生の決定を行うものとする。</p>
<p>2 前項の決定をしたときは、その旨を申請者及びその他必要と認める関係者に通知する。</p> <p>（昭56教規則5・昭62教規則1・平15教規則7・一部改正） （奨学金奨学生審議委員会）</p>	<p>2 前項の決定をしたときは、その旨を申請者及びその他必要と認める関係者に通知する。</p> <p>（昭56教規則5・昭62教規則1・平15教規則7・一部改正） （奨学金奨学生審議委員会）</p>
<p>第4条 奨学生候補者の選考を行うため久留米市奨学金奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。</p> <p>2 審議委員会の委員は、10人とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数の委員を委員会が任命する。</p>	<p>第4条 奨学生候補者の選考を行うため久留米市奨学金奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。</p> <p>2 審議委員会の委員は、10人とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数の委員を委員会が任命する。</p>
<p>(1) 市立中学校長 5人 (2) 市立高等学校長 2人 (3) 委員会事務局の職員 3人</p> <p>3 審議委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長については市立中学校長のうちから、副委員長については市立高等学校長のうちから委員会が指名する者をもって充てる。</p> <p>4 審議委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>5 審議委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(1) 市立中学校長 5人 (2) 市立高等学校長 2人 (3) 委員会事務局の職員 3人</p> <p>3 審議委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長については市立中学校長のうちから、副委員長については市立高等学校長のうちから委員会が指名する者をもって充てる。</p> <p>4 審議委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>5 審議委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>（平15教規則7・追加） （奨学金の額及び交付）</p> <p>第5条 奨学金は、月額7,000円とする。</p> <p>2 奨学金は、3月分をまとめて6月、9月、12月及び3</p>	<p>（平15教規則7・追加） （奨学金の額及び交付）</p> <p>第5条 奨学金は、月額7,000円とする。</p> <p>2 奨学金は、3月分をまとめて6月、9月、12月及び3</p>

月に保護者に交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(平2教規則5・全改、平5教規則2・平8教規則4・平11教規則6・平14教規則4・一部改正、平15教規則7・旧第4条綴下、平17教規則43・平20教規則5・平22教規則6・一部改正)

(異動の届出)

第6条 次の各号に該当する事項が生じたときは、保護者は異動届（第5号様式）にその事実を証する書類を添え、すみやかに委員会に届出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学しようとするとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 本人の住所その他重要な事項に異動があつたとき。
(昭45教規則2・一部改正、平15教規則7・
旧第5条綴下)

(特に認める貸付け)

第7条 条例第2条第4号の規定による特に認める貸付けは、福岡県母子・寡婦福祉資金とする。

(平17教規則27・追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年9月18日教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日教育委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年1月23日教育委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日教育委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年2月25日教育委員会規則第1号）

月に保護者に交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(平2教規則5・全改、平5教規則2・平8教規則4・平11教規則6・平14教規則4・一部改正、平15教規則7・旧第4条綴下、平17教規則43・平20教規則5・平22教規則6・一部改正)

(異動の届出)

第6条 次の各号に該当する事項が生じたときは、保護者は異動届（第5号様式）にその事実を証する書類を添え、すみやかに委員会に届出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学しようとするとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 本人の住所その他重要な事項に異動があつたとき。

(昭45教規則2・一部改正、平15教規則7・
旧第5条綴下)

(特に認める貸付け)

第7条 条例第2条第4号の規定による特に認める貸付けは、母子父子寡婦福祉資金の貸付けとする。

(平17教規則27・追加、平26教規則68・
一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年9月18日教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日教育委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年1月23日教育委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日教育委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年2月25日教育委員会規則第1号）

<p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成2年3月31日教育委員会規則第5号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行日前より奨学生の交付を受けている者に係る奨学生の月額は、なお従前の例による。</p> <p>(追加決定者に関する規定の適用)</p> <p>3 この規則の施行日以後において奨学生と決定した者に係る奨学生の月額は、改正後の規則の規定にかかわらず、当該者の属する年次の奨学生に係る月額とする。</p>	<p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成2年3月31日教育委員会規則第5号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行日前より奨学生の交付を受けている者に係る奨学生の月額は、なお従前の例による。</p> <p>(追加決定者に関する規定の適用)</p> <p>3 この規則の施行日以後において奨学生と決定した者に係る奨学生の月額は、改正後の規則の規定にかかわらず、当該者の属する年次の奨学生に係る月額とする。</p>
<p>附 則（平成5年3月26日教育委員会規則第2号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行日前から現に奨学生の交付を受けている者に係る奨学生の月額は、改正後の久留米市奨学生条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(追加決定者に関する規定の適用)</p> <p>3 この規則の施行日以後において、第2学年以上に在学し、新たに奨学生と決定する者に係る奨学生の月額は、改正後の規則第4条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る奨学生の月額と同額とする。</p>	<p>附 則（平成5年3月26日教育委員会規則第2号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行日前から現に奨学生の交付を受けている者に係る奨学生の月額は、改正後の久留米市奨学生条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(追加決定者に関する規定の適用)</p> <p>3 この規則の施行日以後において、第2学年以上に在学し、新たに奨学生と決定する者に係る奨学生の月額は、改正後の規則第4条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る奨学生の月額と同額とする。</p>
<p>附 則（平成8年3月29日教育委員会規則第4号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行日前から現に奨学生の交付を受けている者に係る奨学生の月額は、改正後の久留米市奨学生条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(追加決定者に関する規定の適用)</p> <p>3 この規則の施行日以後において、第2学年以上に在学し、</p>	<p>附 則（平成8年3月29日教育委員会規則第4号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行日前から現に奨学生の交付を受けている者に係る奨学生の月額は、改正後の久留米市奨学生条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(追加決定者に関する規定の適用)</p> <p>3 この規則の施行日以後において、第2学年以上に在学し、</p>

<p>新たに奨学生と決定する者に係る奨学金の月額は、改正後の規則第4条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る奨学金の月額と同額とする。</p> <p>附 則（平成11年4月1日教育委員会規則第6号） (施行期日)</p>	<p>新たに奨学生と決定する者に係る奨学金の月額は、改正後の規則第4条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る奨学金の月額と同額とする。</p> <p>附 則（平成11年4月1日教育委員会規則第6号） (施行期日)</p>
<p>1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行日前から現に奨学金の交付を受けている者に係る奨学金の月額は、改正後の久留米市奨学金条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行日前から現に奨学金の交付を受けている者に係る奨学金の月額は、改正後の久留米市奨学金条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>
<p>(追加決定者に関する規定の適用)</p> <p>3 この規則の施行日以後において、第2学年以上に在学し、新たに奨学生と決定する者に係る奨学金の月額は、改正後の規則第4条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る奨学金の月額と同額とする。</p>	<p>(追加決定者に関する規定の適用)</p> <p>3 この規則の施行日以後において、第2学年以上に在学し、新たに奨学生と決定する者に係る奨学金の月額は、改正後の規則第4条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る奨学金の月額と同額とする。</p>
<p>附 則（平成14年3月26日教育委員会規則第4号） (施行期日)</p>	<p>附 則（平成14年3月26日教育委員会規則第4号） (施行期日)</p>
<p>1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行日前から現に奨学金の交付を受けている者に係る奨学金の月額は、改正後の久留米市奨学金条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行日前から現に奨学金の交付を受けている者に係る奨学金の月額は、改正後の久留米市奨学金条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>
<p>(追加決定者に関する規定の適用)</p> <p>3 この規則の施行日以後において、第2学年以上に在学し、新たに奨学生と決定する者に係る奨学金の月額は、改正後の規則第4条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る奨学金の月額と同額とする。</p>	<p>(追加決定者に関する規定の適用)</p> <p>3 この規則の施行日以後において、第2学年以上に在学し、新たに奨学生と決定する者に係る奨学金の月額は、改正後の規則第4条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る奨学金の月額と同額とする。</p>
<p>附 則（平成15年9月22日教育委員会規則第7号） この規則は、平成15年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成15年9月22日教育委員会規則第7号） この規則は、平成15年10月1日から施行する。</p>

<p>1 この規則は、平成17年2月5日から施行する。 (城島町及び三潴町の編入に伴う経過措置)</p> <p>2 城島町及び三潴町の編入の日前に、城島町奨学会給与規程（昭和56年城島町規程第3号）又は三潴町奨学金給付規程（昭和43年4月1日）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則(平成17年3月14日教育委員会規則第43号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行日前から現に奨学金の交付を受けている者に係る奨学金の月額は、改正後の久留米市奨学金条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (追加決定者に関する規定の適用)</p> <p>3 この規則の施行日以後において、第2学年以上に在学し、新たに奨学生と決定する者に係る奨学金の月額は、改正後</p>	<p>1 この規則は、平成17年2月5日から施行する。 (城島町及び三潴町の編入に伴う経過措置)</p> <p>2 城島町及び三潴町の編入の日前に、城島町奨学会給与規程（昭和56年城島町規程第3号）又は三潴町奨学金給付規程（昭和43年4月1日）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則(平成17年3月14日教育委員会規則第43号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行日前から現に奨学金の交付を受けている者に係る奨学金の月額は、改正後の久留米市奨学金条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (追加決定者に関する規定の適用)</p> <p>3 この規則の施行日以後において、第2学年以上に在学し、新たに奨学生と決定する者に係る奨学金の月額は、改正後</p>
--	--

<p>の規則第5条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る奨学金の月額と同額とする。</p> <p>附 則（平成22年3月31日教育委員会規則第6号）</p> <p>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>第1号様式（第2条関係） (略)</p> <p>第2号様式（第2条関係） (略)</p> <p>第3号様式（第2条関係） <u>（別紙）</u></p> <p>第4号様式削除 (平2教規則5)</p> <p>第5号様式（第6条関係） (略)</p>	<p>の規則第5条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る奨学金の月額と同額とする。</p> <p>附 則（平成22年3月31日教育委員会規則第6号）</p> <p>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（平成26年9月22日教育委員会規則第68号）</u></p> <p><u>この規則は、平成26年10月1日から施行する。</u></p> <p>第1号様式（第2条関係） (略)</p> <p>第2号様式（第2条関係） (略)</p> <p>第3号様式（第2条関係） <u>（別紙）（平26教規則68・一部改正）</u></p> <p>第4号様式削除 (平2教規則5)</p> <p>第5号様式（第6条関係） (略)</p>
---	---

議案 6.8 - 資料 8

(別紙)

第3号様式(第2条関係)

現行

改正後(案)

第3号様式(第2条関係)

久留米市教育委員会 あて

世帯調書

年月日

本人 氏名
保護者 氏名

④ ⑤

下記のとおり相違ありません。

親柄	氏名	年齢	同居別居	所得の種類		備考 学生は学校種類 ・学年を記入 (○学校○年生等)
				給与収入額 千円	その他所得額 千円	
本人						
一 生計の家族状況						
合 計						

※1 年齢は 年 月 日現在で記入してください。

2 収入・所得の欄は、市町村発行の所得証明書の金額を記入してください。

3 備考欄には、小(中・高・大等)学校○年生等就学状況を記入してください。

※世帯人員等集計

世帯人員	母子家庭児童数	障害者数	就労者数

- 1 母子家庭児童数は、母子家庭(父子等も可)における18歳以下の児童数。
 2 障害者数は、障害者手帳をお持ちの方の数(手帳の写添付)。
 3 就労者数は、就労してある方の数(年金收入のみの方を除く)。

※世帯人員等集計

世帯人員	母子父子家庭児童数	障害者数	就労者数

- 1 母子父子家庭児童数は、母子父子家庭における18歳以下の児童数。
 2 障害者数は、障害者手帳をお持ちの方の数(手帳の写添付)。
 3 就労者数は、就労してある方の数(年金收入のみの方を除く)。

久留米市奨学金条例施行規則の一部改正について

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、久留米市の「母子寡婦福祉資金貸付事業」について、名称が「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」に変更されたことにより、改正を行うもの。

【母子及び寡婦福祉法の一部改正について】

1. 趣 旨

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、母子家庭及び父子家庭に対する支援を拡充するもの。

2. 概 要

(1) ひとり親家庭への支援体制の充実

母子家庭等への支援措置の積極的・計画的実施について都道府県等の努力義務を規定。

(2) ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

高等職業訓練促進給付金（※）等への非課税措置など母子家庭等への支援の強化を図る。

※就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金

(3) 父子家庭への支援の拡大

父子福祉資金制度（父子家庭に修学資金、生活資金等を貸し付ける制度）の創設等、父子家庭に対する支援を拡充するとともに、法律の題名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

3. 施行期日

平成26年10月1日

第69号議案

久留米市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成26年9月22日

教育長 堤 正則

提案理由

就学指導委員会の機能を拡充し、及び名称を変更するため、規則の一部を改正しようとするものである

久留米市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

久留米市就学指導委員会規則（平成17年久留米市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久留米市教育支援委員会規則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和33年久留米市条例第8号）第3条の規定に基づき、久留米市教育支援委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 障害のある児童生徒の就学に関すること。
- (2) 障害のある児童生徒に対する就学後の継続的な教育支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害のある児童生徒に対する継続的な教育支援のために必要な事項に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第4条の規定により久留米市就学指導委員会の委員に委嘱された者は、この規則による改正後の第4条の規定により久留米市教育支援委員会の委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 前項の委員のうち平成26年10月31日をもって任期満了となる委員の任期は、規則第5条の規定にかかわらず、平成27年8月31日までとする。

久留米市就学指導委員会規則 新旧対照表

現行	改正後
<p><u>久留米市就学指導委員会規則</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条</u> さまざまな障害のある児童生徒に対して、障害の状態に応じた適正な就学を推進するため、久留米市就学指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p><u>(所掌事項)</u></p> <p><u>第2条</u> 委員会は、教育長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査・審議等を行う。</p> <p><u>(1) 障害のある児童生徒の障害の種類及び程度の判定に関すること。</u></p> <p><u>(2) 障害のある児童生徒の就学指導に関すること。</u></p> <p><u>(組織)</u></p> <p><u>第3条</u> 委員会は、委員35人以内をもって組織する。</p> <p><u>(委員)</u></p> <p><u>第4条</u> 委員会の委員は、次に掲げる者たちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者 (2) 医師 (3) 学校関係職員 (4) その他教育委員会が必要と認める者</p> <p><u>(委員の任期)</u></p> <p><u>第5条</u> 委員会の委員の任期は1年とし、再任されることができる。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p><u>久留米市教育支援委員会規則</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条</u> この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和33年久留米市条例第8号）第3条の規定に基づき、久留米市教育支援委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p><u>(所掌事項)</u></p> <p><u>第2条</u> 委員会は、教育長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査・審議等を行う。</p> <p><u>(1) 障害のある児童生徒の就学に関すること。</u></p> <p><u>(2) 障害のある児童生徒に対する就学後の継続的な教育支援に関すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、障害のある児童生徒に対する継続的な教育支援のために必要な事項に関すること。</u></p> <p><u>(組織)</u></p> <p><u>第3条</u> 委員会は、委員35人以内をもって組織する。</p> <p><u>(委員)</u></p> <p><u>第4条</u> 委員会の委員は、次に掲げる者たちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者 (2) 医師 (3) 学校関係職員 (4) その他教育委員会が必要と認める者</p> <p><u>(委員の任期)</u></p> <p><u>第5条</u> 委員会の委員の任期は1年とし、再任されることができる。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員</p>

(以下略)

の任期は、前任者の残任期間とする。

(以下略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第4条の規定により久留米市就学指導委員会の委員に委嘱された者は、この規則による改正後の第4条の規定により久留米市教育支援委員会の委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 前項の委員のうち平成26年10月31日をもって任期満了となる委員の任期は、規則第5条の規定にかかわらず、平成27年8月31日までとする。

久留米市就学指導委員会の機能拡充及び名称変更について

教育部学校教育課

1 就学指導委員会の設置根拠と役割等

市教育委員会においては、法令及び国の通知等を踏まえ、これまで就学指導委員会の設置・運営等を行ってきた。

(1) 設置根拠等

学校教育法施行令第18条の2は、「障害の程度の判断や就学する学校等の決定に当たっては、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞くこと」という趣旨の規定が設けられており、ほとんどの市町村教育委員会が、本規定を踏まえて就学指導委員会等を設置している。

なお、就学指導委員会については、就学事務が国の機関委任事務とされていた平成11年度までは国の通知等により必置とされていたが、各市町村の自治事務となつた平成12年度以降についても、適切な就学指導のための調査・審議機関である就学指導委員会を今後も設置することが望ましいとされていた。

(2) 本市における設置根拠等

- ① 久留米市附属機関の設置に関する条例 [所管：総務部人事厚生課]
- ② 久留米市就学指導委員会規則 [教育委員会規則]

(3) 市就学指導委員会の概要

① 役割

次に掲げる事項について調査・審議等を行う。

- ・障害のある児童生徒の障害の種類及び程度の判定に関すること。
- ・障害のある児童生徒の就学指導に関すること。

② 委員構成 [合計32名]

区分	内訳
医療分野[合計8名]	医師8名
言語・心理分野[合計7名]	医師1名、学識経験者2名、学校関係者4名
教育分野[合計17名]	学校関係者17名

※就学指導委員会規則第3条の規定により委員35人以内をもって組織する。

2 国の動向等

国においては、「障害者の権利に関する条約」の批准※に向けて関係する国内法の整備が進められ、平成23年8月に「障害者基本法」の改正、平成25年6月に「障害者差別解消法」の制定(平成28年4月施行)が行われている。※平成26年1月批准

これらに並行して、今後の特別支援教育のあり方等について中央教育審議会の分科会で報告がまとめられ、就学先決定の仕組みを改めることが提言された。その趣旨を踏まえ、学校教育法施行令の改正が行われている。

(1) 中教審報告と学校教育法施行令の改正(H25.9.1施行)

- 平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において、「障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改める」ことが提言された。
- これらを踏まえ、障害のある児童生徒の就学先決定について、一定の障害のある児童生徒は原則として特別支援学校に就学するというこれまでの学校教育法施行令における基本的な考え方を改め、市町村の教育委員会が、個々の児童生徒について障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改められた。

(2) 文部科学省通知(H25.10.4)

- 現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに「教育支援委員会」(仮称)といった名称とすることが適当であること。

[参考1] 障害者基本法の改正概要(第16条 教育部分)

- (1) 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするために、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこととしたこと。
- (2) 国及び地方公共団体は、(1)の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこととしたこと。

[参考2] 障害者差別解消法の概要

- (1) 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- (2) 国の行政機関や地方公共団体等においては、障害者に対する「不当な差別的取扱い」が禁止され、「障害者への合理的配慮」が義務付けられたこと。
- (3) 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- (4) 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的な内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

3 基本的な考え方

市教育委員会では、これまでも、就学指導委員会において専門的見地からの意見等を反映するとともに、障害のある児童生徒及び保護者の意向等を十分に踏まえながら、より良い教育環境の提供に努めてきた。

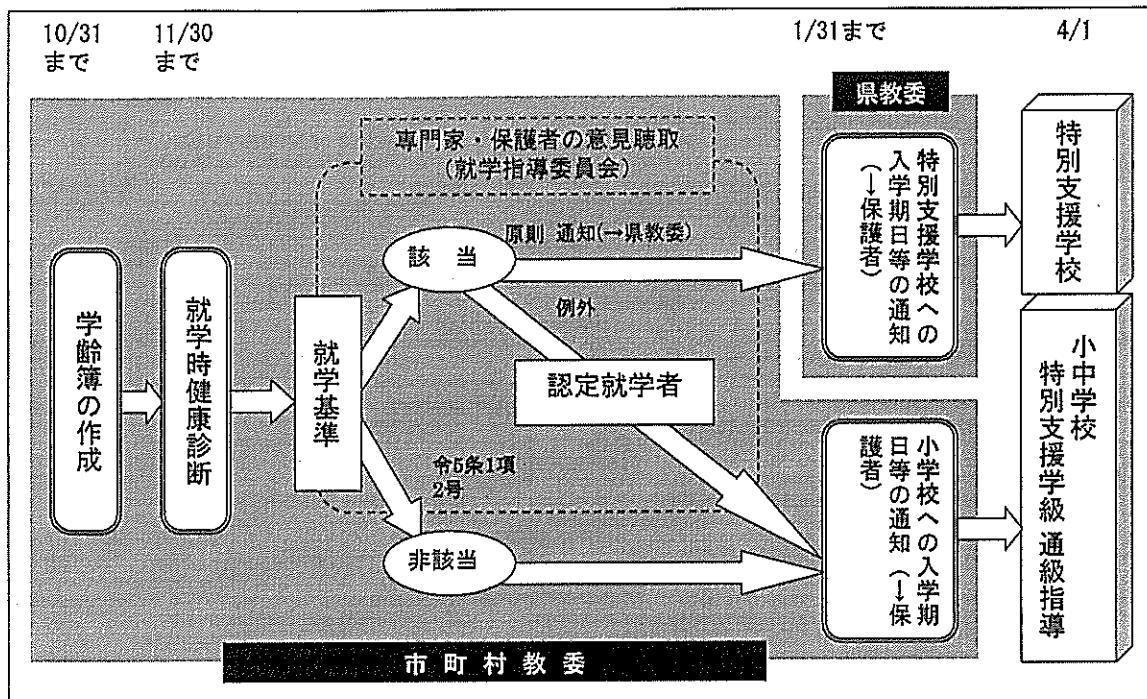
先般、法令改正等により就学先決定の仕組みが正式に改められたこと。また、国が示す就学後の一貫した教育支援についてさらなる充実を図る必要があること等を踏まえ、必要となる対応を遅滞なく適切に行うために、次年度の就学に関する取組等を始める10月までに、就学指導委員会の機能拡充及び名称変更を行いたい。

4 スケジュール等

日 程	内 容
8月	<u>教育委員会(21日)</u> ・「久留米市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の議会提出について教育委員会の同意
9月	<u>議 会</u> ・「久留米市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」提出 [所管：総務常任委員会] ※10月1日施行 <u>教育委員会</u> ・「久留米市就学指導委員会規則」の改正(予定) ※10月1日施行
10月～ 3月	<u>就学相談会の実施等</u> (10月～12月) <u>就学先の決定・通知</u> (1月)

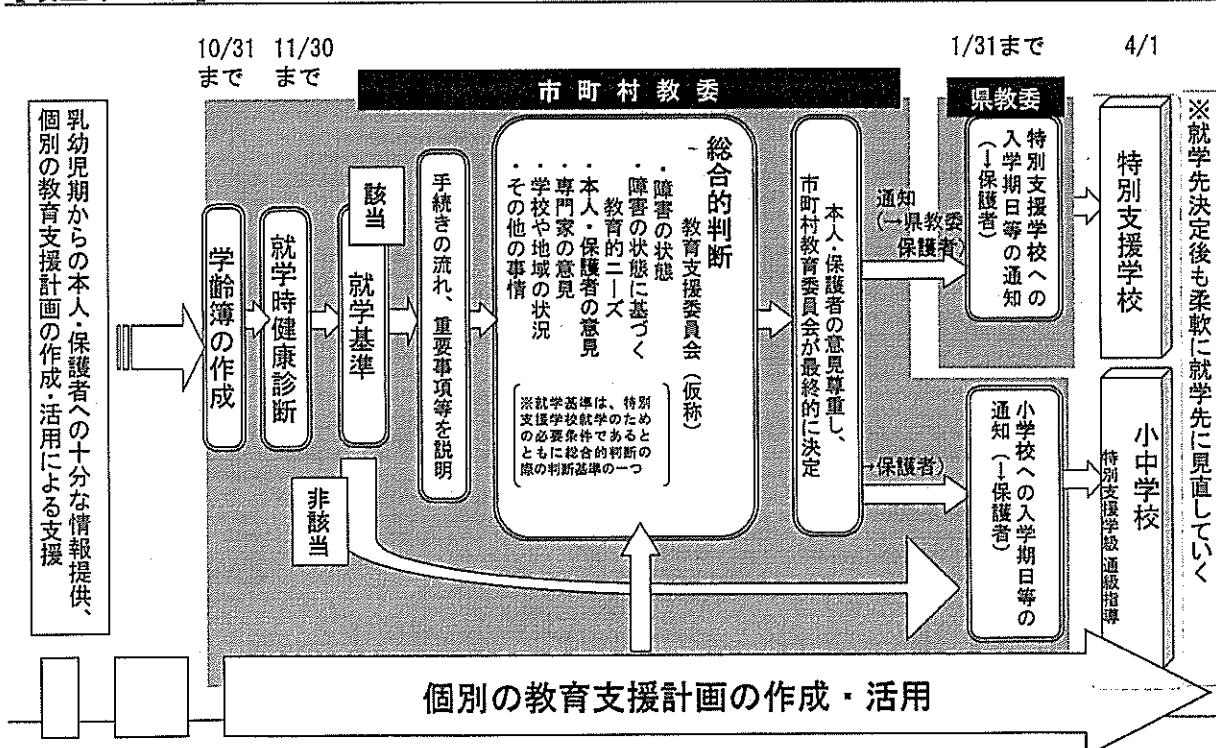
障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【現在の手続】



障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正イメージ】



第 7 0 号議案

久留米市北野働く女性の家運営委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 22 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市北野働く女性の家運営委員会委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市働く女性の家運営委員会委員の委嘱について

久留米市働く女性の家運営委員会規則第4条の規定により、下記の者を久留米市働く女性の家運営委員会委員に委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
(3)厚生労働省関係職員	池田 真澄	福岡労働局雇用均等室長	平成26年10月1日から 平成28年3月31日まで

久留米市北野働く女性の家運営委員会委員候補者新旧対照表

区分	現行委員名簿 (H26. 4. 1~)		新委員名簿 (H26. 10. 1~)	
	氏名	所属	氏名	所属
(1) 女性の家の利用者	よこやま みほこ 横山 美保子	女性の家の利用者 書道サークル講師	よこやま みほこ 横山 美保子	女性の家の利用者 書道サークル講師
	いしだ かずひろ 石田 和宏	女性の家の利用者 男性料理サークル ギターサークル	いしだ かずひろ 石田 和宏	女性の家の利用者 男性料理サークル ギターサークル
	ひぐち 恵子 樋口 恵子	女性の家の利用者 着付けサークル代表	ひぐち 恵子 樋口 恵子	女性の家の利用者 着付けサークル代表
	なかしま きょうこ 中島 京子	女性の家の利用者 洋裁サークル講師	なかしま きょうこ 中島 京子	女性の家の利用者 洋裁サークル講師
(2) 学識経験者	ながまつ ち枝 永松 千枝	久留米市議会議員	ながまつ ち枝 永松 千枝	久留米市議会議員
(3) 厚生労働省関係職員	もとき よしひこ 元木 賀子	福岡労働局 雇用均等室長	いけだ ますみ 池田 真澄※	福岡労働局 雇用均等室長
(4) 福岡県職員	もり かずひろ 森 和博	福岡県筑後労働者 支援事務所長	もり かずひろ 森 和博	福岡県筑後労働者 支援事務所長
(5) 久留米市職員	なじま ただし 南島 正	北野総合支所次長	なじま ただし 南島 正	北野総合支所次長
(6) その他	みうら かずこ 三浦 和子	元北野働く女性の 女性の家指導員	みうら かずこ 三浦 和子	元北野働く女性の 女性の家指導員
	はら きよこ 原 清子	働く女性代表 特定非営利活動団体 栄養ケア・ちっご監事	はら きよこ 原 清子	働く女性代表 特定非営利活動団体 栄養ケア・ちっご監事

※は新任委員

久留米市いじめ防止基本方針（案）について

いじめ防止対策推進法の規定に基づく本市のいじめ防止基本方針（案）について必要な協議・調整及びパブリックコメントの手続きを進め、本年12月を目処に策定したい。

1 いじめ防止対策推進法について

平成24年7月大津市のいじめ自死事案の報道後、いじめ問題は学校を含めた社会全体に関する国民的な課題とされ、社会全体でいじめの問題に対峙するための基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が制定され、平成25年6月28日に公布された。

法は、いじめの定義づけを行うとともに、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務及び学校・学校設置者のとるべき措置等を定めている。

2 いじめ防止基本方針の制定について

法では、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、国、地方公共団体及び学校において、それぞれいじめ防止基本方針を定めることとしている。（地方公共団体は努力義務）

これに基づき、国は平成25年10月「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しており、福岡県は平成26年3月「福岡県いじめ防止基本方針」を策定した。

本市においては、国及び県基本方針を踏まえて、以下のような基本方針（案）を作成した。

3 久留米市いじめ防止基本方針（案）のポイントについて

(1) 基本方針策定の意義

いじめ問題への一層の取組の強化を図る必要があることから、国及び県の基本方針を踏まえ、教育委員会、学校、家庭、地域等の役割、責任及び取組事項を明確にするため、市基本方針を定める。

(2) いじめの定義と理解

○いじめの定義は、法の定義同様、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうとした。

○いじめは、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。」と認識し、加害・被害の二者のみならず、児童生徒、集団全体の課題として対処していく。

(3) いじめの防止等に関する考え方

国及び県の基本方針を踏まえ、本市においては、いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていくこととする。

(4) いじめの防止等に対する市の施策

市として、いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携等を図るための「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。また、学校のいじめの問題への取組状況の把握と検証、学校における組織等設置に対する支援、警察をはじめとする関係機関との連携の充実を図る。

(5) いじめの防止等に対する学校の施策

各学校においては、学校いじめ防止基本方針の策定を行い、その方針を踏まえ、いじめの防止等のための組織等の設置、学校の取組状況の評価、関係機関との連携を行う。

(6) 重大事態への対処

○以下の重大事態発生時には、学校又は市教育委員会に組織を設けて、再発防止のための調査を行う。

①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じたとき

②いじめにより相当期間欠席を余儀なくされているとき

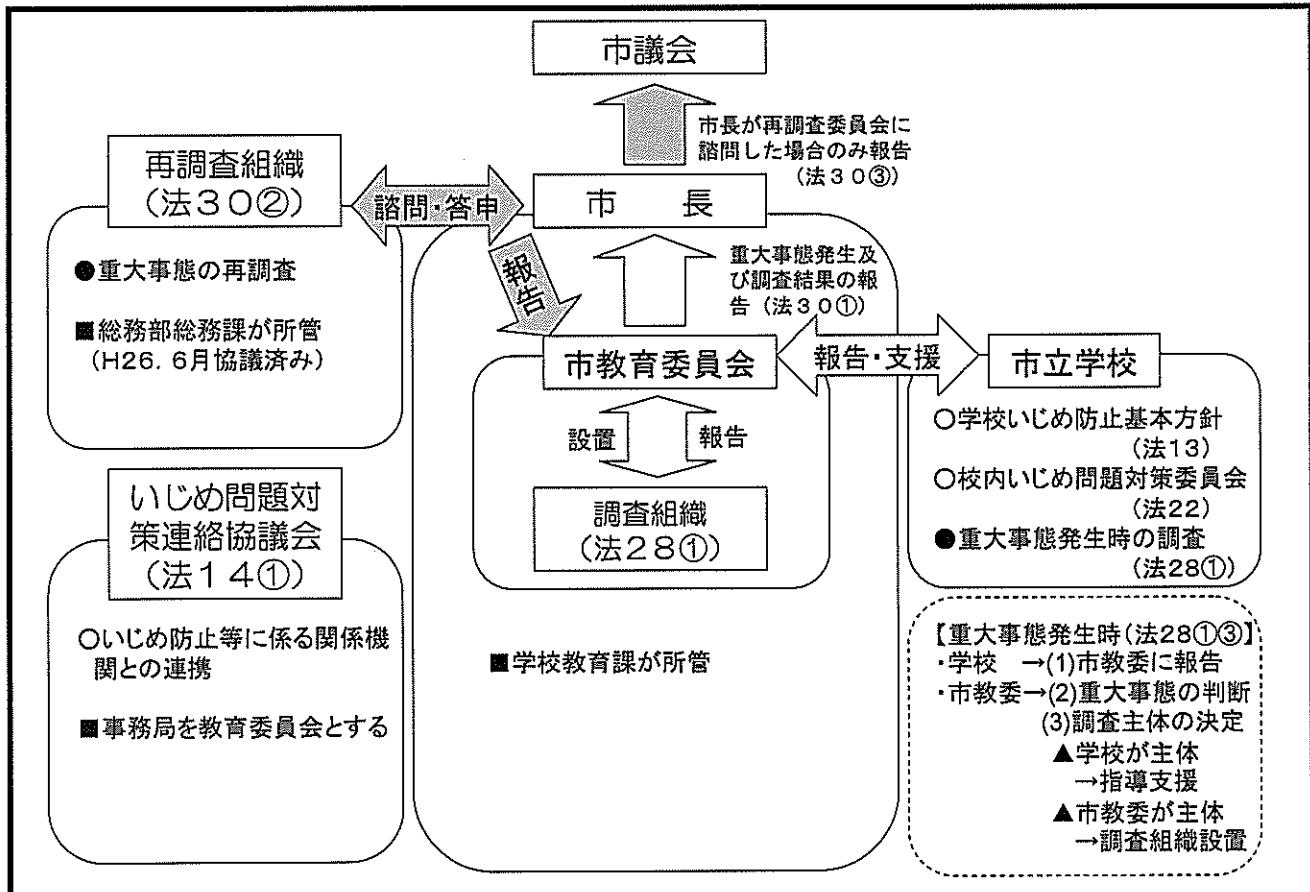
調査は、学校が行う場合は「校内いじめ問題対策委員会」が行い、市教育委員会が行う場合は、当事者と利害関係のない学識経験者、弁護士、医師、臨床心理士等の専門家で構成する組織を設置して行う。

○市長は、調査結果の報告を受けて必要であると認めるときは、組織を設けて再調査を行うことができる。

4 今後のスケジュールについて

平成26年8月	基本方針（案）の作成
9月	教育委員会・所管常任委員会への報告、協議
10月1日～31日	パブリックコメント実施
11月	修正案の作成、所管常任委員会報告、教育委員会議決
12月	市基本方針の公表

5 市基本方針案に定める施策のイメージについて



教育委員会後援事業等に関する報告

H26.8.15からH26.9.12受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成26年11月15日(土)	第22回ふくおか県民文化祭 2014久留米市子ども文化事業 城島こどもフェスティバル 「ヘンゼルとグレーテル」	第22回ふくおか県民文化祭2014 久留米市子ども文化事業実行委員会	久留米市 城島総合文化センター	後援	城島文化スポーツ課
2	平成26年10月30日(木)	レインボープロジェクト 高齢者との交流	福岡県立久留米筑水高等学校	福岡県立久留米筑水高等学校 調理棟試食室	後援★	学校教育課
3	平成26年11月2日(日) 予備日11月23日(日)	創立35周年記念事業 UKIHA CYCLE FESTIVAL 2014 浮羽ん宝発見!!	一般社団法人浮羽青年会議所	田主丸町及びうきは市	後援	田主丸文化スポーツ課
4	平成26年9月～平成27年2月	(小・中学生)花育活動	久留米花卉園芸農業協同組合	小・中学校	後援★	学校教育課
5	平成26年9月2日～9月6日	久留米工業大学フォーミュラプロジェクト	久留米工業大学 フォーミュラプロジェクト	静岡県小笠原山総合運動公園	後援★	生涯学習推進課
6	平成26年9月20日	レフルールデザール「若き芸術家たちの花束」	一般社団法人 九州音楽文化振興会	石橋文化センター	後援	生涯学習推進課
7	平成26年9月21日	子育てセミナー	家庭倫理の会久留米	えーるピア久留米	後援	生涯学習推進課
8	平成26年9月23日	ドイツのエネルギー政策・最新事情	持続可能なまちづくり研究会	久留米大学御井キャンパス	後援	生涯学習推進課
9	平成26年10月7日～13日	第27回 現代の書展	書友会	久留米市一番街多目的ギャラリー	後援	生涯学習推進課
10	平成26年10月11日	第44回久留米室内管弦楽団定期演奏会	久留米室内管弦楽団	久留米石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
11	平成26年10月12日	秋月こどもアート体験プロジェクト 人形劇であそぼ！～人形つくって・みて・あそぼ！～	特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車	アジア雑貨店 ろまんの道(朝倉市秋月)	後援	生涯学習推進課
12	平成26年10月19日	おはなしポケット夏のおはなし会(第8回)	おはなしポケット	高良内校区 ふれあい2000広場	後援★	生涯学習推進課

教育委員会後援事業等に関する報告

H26.8.15からH26.9.12受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
13	平成26年10月23日～26日	講演会「7ヶ国語で話そう」	ヒップファミリークラブ	石橋文化センター	後援	生涯学習推進課
14	平成26年10月26日	こどもスケッチ大会(秋のバラフェア2014同時開催)	公益財団法人 久留米文化振興会	石橋文化センター園内	後援	生涯学習推進課
15	平成26年10月26日	子育てセミナー	家庭論理の会両筑	小都市生涯学習センター	後援	生涯学習推進課
16	平成26年10月26日	市民ハイキング	久留米山岳会	大分県玖珠郡九重町「三俣山」	後援	生涯学習推進課
17	平成26年10月26日～12月7日(全5回)	在宅ホスピスボランティア養成講座	NPO法人 結の会	聖マリア学院大学講義室、在宅療養センター久留米	後援	生涯学習推進課
18	平成26年10月31日	ほとめきハロウインパーティー	ほとめきイベント実行委員会	久留米一番街、ベルモール商店街	後援★	生涯学習推進課
19	平成26年11月4日	歌の会(秋季定例会)	父祖の歌をなぞる市民の会	くるめりあ六つ門	後援	生涯学習推進課
20	平成26年11月16日	(一社)日本女子大学教育文化振興桜楓会 新久留米支部設立記念事業	(一社)日本女子大学教育文化振興桜楓会久留米支部	久留米ホテルエスプリ	後援★	生涯学習推進課
21	平成26年11月19日～24日	第66回西部示現会展	示現会 久留米支部	石橋美術館	後援	生涯学習推進課
22	平成26年11月22日	福岡南朝倉グループのつどい『3日うきは・あさくらフェスティバル』	公益社団法人 日本3B体操協会 福岡県南支部	うきは市立総合体育館	後援★	生涯学習推進課
23	平成26年11月22日	バイマーヤンシン来日20周年記念コンサート	バイマーヤンシン親子コンサート実行委員会	田主丸町そよ風ホール	後援★	生涯学習推進課
24	平成26年11月26日	ふるさとの唄2014 野田かつひこコンサート	野田かつひこコンサート	久留米市民会館	後援	生涯学習推進課

教育委員会後援事業等に関する報告

H26.8.15からH26.9.12受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
25	平成26年11月30日	第1回 オカリナ・フェスティバルin久留米	オカリナ友の会	筑邦市民センター	後援★	生涯学習推進課
26	平成26年12月7日	第21回 賢順記念くるめ全国箏曲祭振興会	賢順記念全国箏曲祭振興会	石橋文化ホール	共催★	生涯学習推進課
27	平成26年12月12日～14日	特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車 第16回定期公演	特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車	木下楽器店すわの町店イベントホール	後援	生涯学習推進課
28	平成26年12月14日	第7回 JDカンパニー発表会	ジャズダンススタジオ☆JDカンパニー	久留米市民会館	後援	生涯学習推進課
29	平成26年12月16日～21日	第11回 佳水書道会書作展	佳水書道会	久留米市一番街多目的ギャラリー	後援	生涯学習推進課
30	平成27年1月15日、18日、21日、25日	久留米市民会館自主文化事業・舞台技術ワークショップ	久留米市民会館	久留米市民会館	後援	生涯学習推進課
31	平成27年2月14日	第40回日本フィル九州公演 大牟田コンサート	大牟田日本フィルの会	大牟田文化会館	後援	生涯学習推進課
32	平成27年2月22日	第3回FPフォーラムin久留米 暮らしとお金のセミナー&相談会	特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会福岡支部	えーるピア久留米	後援	生涯学習推進課
33	平成27年3月1日	劇団カッパ座	甘木カッパ友の会	ピーポート甘木	後援	生涯学習推進課
34	平成27年3月6日	石橋文化ホールリニューアル記念事業 NHK交響楽団演奏会 久留米公演	公益財団法人 久留米文化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
35	2014年10月31日(金)～11月2日(日)	2014ガス展での食育セミナー(講師:吉田俊道、安藤貴裕、橋本恵子、渡辺貴子)	久留米ガス株式会社	久留米ガス株式会社 社屋内	後援★	学校教育課

平成 26 年第 3 回（9月）久留米市議会一般質問回答要旨

質問一覧(教育部関連)

質問議員	質問内容
佐藤 晶二 議員	1 教育問題について (1) 全国学力調査の結果と今後の対応について (2) 不登校解消の状況と今後の対応について
甲斐 征七生 議員	1 教育行政について (1) 教職員非正規雇用について (2) 読書活動推進と学校図書館開館時間について (3) 教室クーラー設置について (4) 教室不足の対応について 2 子育て支援の取り組みについて (1) 就学援助拡充について (3) 給食費助成について

(教育部関係・発言順)

個人

【質問議員】 佐藤 晶二 議員

【質問要旨】 1 教育問題について

- (1) 全国学力調査の結果と今後の対応について
- ・ 今回、明らかになった平成 26 年度の全国学力・学習状況調査において、全国、福岡県と比較して久留米市の結果はどうだったのか。
- ・ 久留米市の結果を踏まえて、これまで取り組んできた学力向上策をどのように評価しているのか。また課題はどのように捉えているのか。
- ・ 全国平均を超えるという目標をクリアするためには、捉えた課題を踏まえ、ある意味思い切った施策の実施が必要だと考えるが、今後、どのように対応していくのか。

【回答要旨】 1 学力調査の結果について

平成 26 年度の全国学力・学習状況調査においては、小学校、中学校ともに国語及び算数・数学の各教科区分で全国及び福岡県の平均正答率には及びませんでした。

詳細については現在分析中ですが、小学校においては、昨年度は全国平均正答率との差がわずかとなっていましたが、今年度はやや拡大しております。中学校においては、昨年度より改善傾向が見られ、各教科区分において全国平均正答率との差が縮まっております。

2 これまでの学力向上策の評価及び課題について

これまで、各学校の学校プランに基づく授業改善に対する指導や市教育センターにおける学力向上のための各種研修会、教員の授業力向上のための専門講座開設等の充実強化に取り組んでまいりました。また、きめ細かな指導を充実するために、市単独の少人数授業の実施により、効果的な分割授業や習熟度別授業の取組が浸透

してきたところです。

さらに、学習習慣定着支援事業を拡充し、昨年度から、学習支援ボランティアを全小中学校へ派遣し、児童生徒の学習習慣の定着を図るとともに、各学校で行われている基礎・基本定着のための補充学習の充実に力を入れてきました。

特に、中学校においては、数学学力向上プロジェクトを立ち上げ、全国学力・学習状況調査結果の分析や調査問題の授業場面での効果的な活用の仕方等について協議を重ねて、本年度は過去数年間の数学A問題を単元ごとにまとめた基礎問題集を作成し、各学校に配布して活用を促してきたところです。これらの様々な取組により、児童生徒の学習意欲の向上が見られました。

しかし、本市教育改革プランに掲げております目標には依然達しておりませんので、今後は、これまでの学力向上策の継続及び徹底に取り組むとともに、各学校の学年・学級単位の取組、教科ごとの取組に細分化して指導支援を強化していきたいと考えております。

3 今後の対応について

これまでの学力向上策の継続及び徹底した取組と同時に、家庭や学童保育所等と連携した自主的・自律的な学習習慣の形成と強化、地域学校協議会等を通じた、落ち着いて学ぶ学校環境づくり等に継続して取り組む必要があると考えております。

また、空調機の設置に伴い、本年度の夏季休業中からすべての中学校において10日間以上の補充学習が実施され、小学校においても次年度からの実施に向けて5日間程度の補充学習を行う学校が増えてきております。

人員や予算についてのお話がありましたが、今後は、快適な学習環境を生かし、学校全体や学年・学級単位での計画的な補充学習の実施に加えて、PTAと連携した学習支援の企画実施や、スマホ対策、部活動単位での勉学との両立を図る学習会の充実など、学校を中心とし、家庭や地域と連携した取組へと広げて、学力の向上を図っていきたいと考えております。

【質問議員】佐藤 晶二 議員

【質問要旨】1 教育問題について

(2) 不登校解消の状況と今後の対応について

【質問趣旨】○今年5月の学校基本調査に基づく、久留米市の不登校の状況は、全国及び福岡県と比較して、どのような状況にあるのか。

○結果を踏まえて、久留米市でこれまで取り組んできた不登校対策についてどのように評価しているのか。

【回答要旨】1 不登校の現状について

平成25年度の本市の不登校児童生徒数は、小中学校の合計で327人となっており、前年度と比べ22人減少し、発生率でも、平成24年度の1.40%から減少し、1.32%となりました。

平成25年度の全国平均はまだ公表されておりませんが、平成24年度の全国平均1.10%と比較しますと、第2期教育改革プランで目標としている全国平均以下には到達できていないと予想されます。

一方、復帰率は、小中学校において 46.2%と、前年度の 23.2%から大幅に改善しております。

2 不登校対策の評価について

早期発見・早期対応の取組としては、欠席 3 日までの児童生徒への電話連絡や家庭訪問等を行う日常の取組に加え、欠席が目立ち始めた児童生徒に対する「マンツーマン方式」の個別の支援計画等による取組が、不登校の予防に効果を上げていると考えております。

また、小学校では、行き渋りがある児童に対して、生徒指導サポーターが登校支援を行い、保護者の相談役になるとともに早期発見・早期対応の重要な役割を担っております。

一方、中学校では、校内適応指導教室が、学校への不適応感のある生徒の居場所として学級復帰に向けたステップとなるとともに、特に不登校傾向の中学生には進路獲得に向けた情報提供を受け、相談ができる場所として活用されています。

さらに、適応指導教室らるご久留米のチャレンジ登校の受け入れ場所としての活用も進み、段階的な復帰による不登校解消に大きな効果を上げております。

加えて、専任化した生徒指導担当教員が校内適応指導教室の担当となり、校内適応指導教室助手と学級担任等とのつなぎ役となるとともに、家庭訪問等を行って保護者との連携も図ることで、不登校の予防と解消に大きな役割を果たしていると考えております。

【質問議員】 田斐 征七生 議員

【質問要旨】 1 教育行政について

(1) 教職員非正規雇用について

【質問趣旨】 教職員の非正規雇用の現状を明らかにし、その改善についての方策を明らかにされたい。

県に対して教職員の配置の改善の要望をしているにもかかわらず、なぜ改善がなされないのか。

教職員配置の改善についての具体的な方策をどう考えているのか。

【回答要旨】 1 教職員配置の改善について

久留米市の本年度の教員配置の現状について、小学校は、定数 907 名で、正規教員の配置実数 775 名、常勤講師 132 名となっております。中学校は、定数 497 名、配置実数 385 名、常勤講師 112 名となっております。特別支援学校は、定数 94 名、配置実数 42 名、常勤講師 52 名となっております。

このことから久留米市教育委員会といたしましては、正規教員配置を増やしていくべきと考えており、小・中学校、特別支援学校の人事権を有する県教育庁及び本市を所管する北筑後教育事務所に対して、より多くの正規職員が配置されるよう継続して強く求めているところです。

2 教職員配置の改善について

正規教職員の割合が低い原因としては、近年、県段階で少子化・学級減を見込んでの採用調整が行われてきた上に、久留米市においてはここ数年想定を上回る

退職者があったこと、特別支援学級等の学級数の増加により教員定数が減らなかつたことが考えられます。

このため久留米市教育委員会では、北筑後教育事務所管内等の人事異動協議に際して「新規採用教員の積極的な配置」を強く要望し、「若年、中堅教員の他市郡等からの異動」を可能な限り受け入れるなど、今後とも継続して、正規教員の割合が高まるよう対策を講じていく考えあります。

3 教職員配置改善の方策について

本市では、より多くの正規職員が配置されるよう、繰り返し県教育庁教職員課に直接に、北筑後教育事務所の人事担当に強く要望してきましたが、今後とも福岡県市町村教育委員会連絡協議会、北筑後教育事務所管内教育長会議等の機会をとらえて、また、小・中学校校長会とも連携し、継続して強く要望していきたいと考えております。

【質問議員】 甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 1 教育行政について

(2) 読書活動推進と学校図書館開館時間について

【質問趣旨】 読書活動推進のための学校図書館開館時間の確保について学校司書の勤務時間は不十分ではないのか。

改善が必要ではないのか。

読書活動を推進するために開館時間や司書の勤務時間を拡大すべき。

【回答要旨】 1 読書活動推進のための学校図書館司書の勤務時間について

本市における学校図書館司書の勤務時間は1日5時間としており、勤務の時間帯は学校毎に決めているところです。

学校図書館司書は、休み時間や放課後の図書の貸し出しをはじめ、蔵書管理や環境整備など図書館の管理運営的な業務を主な役割として、現在の勤務時間の中で必要な業務を担っております。

2 学校図書館司書の勤務時間について

小学校では、9時30分前後から15時30分前後までの勤務時間が一番多く、児童の利用頻度が高い10時半前後の休憩と給食後の昼休みの時間帯を考慮した設定となっております。

また、中学校では、10時30分前後から16時30分前後までを勤務時間と設定している学校が多く、生徒が放課後の学習に図書館を利用することを考慮した設定となっております。

3 学校図書館の開館時間と勤務時間について

学校図書館司書は、読書活動の推進の中心的な役割を担っている司書教諭と連携協力して、学校図書館の管理運営的な日常業務に携わっているため、各学校は開館時間における児童生徒の利用状況を勘査して、勤務時間を図書の貸し出し業務が集中する時間帯を中心に設定しております。

学校図書館は、公共の図書館とは異なり、開館時間や閉館時間を決めるのでは

なく、学校の時制や休み時間等に合わせて児童生徒が利用できるよう各学校で考慮して運営されており、学校図書館司書は、司書教諭や学級担任等と連携しながら現在の勤務時間の中で必要な役割を担っております。

【質問議員】 甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 1 教育行政について

(3) 教室クーラー設置について

【質問趣旨】 中学校の特別教室へのクーラー設置の予定はどのようにになっているか。

【回答要旨】 1. 現状について

久留米市では、学校施設の整備について、子どもたちの安全・安心で快適な学習環境づくりを目指し、今年度末までに全ての小中学校の普通教室へ空調機の設置が完了する予定であります。設置箇所数は、当初、887 教室でありましたが、新入学や転出入の児童生徒数の確定により普通教室が増えたため、最終的には 901 教室へ整備を行ったところであります。

既に、中学校の普通教室への空調機設置は完了しており、現在、小学校への設置を進めているところです。

中学校の特別教室への空調機設置の状況につきましては、これまで、図書室やコンピュータ教室について、全校で整備が完了しておりますが、他の音楽室や理科室などについては、一部の整備に留まっているところです。

2. 今後の取り組みについて

久留米市といたしましては、音楽室や理科室などについても、今後整備が必要であると認識していますが、相当の財源が必要となることから、国の補助の動向を踏まえ、検討していきたいと考えております。

【質問議員】 甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 1 教育行政について

(4) 教室不足の対応について

【質問趣旨】 将来推計において、児童生徒数が増加し、教室が不足する学校についてどのように対応しているのか。

【回答要旨】 1. 将来推計による対応について

久留米市では、毎年、各学校の児童生徒数推計により必要な普通教室数を推測しています。

学級数の増加により普通教室に不足が生じる学校については、これまで、余裕教室の活用、特別教室から普通教室への一時転用、教室の増設といった取組みにより教室不足に対応してきました。

今後も普通教室に不足が生じた場合は、各学校の教室活用の状況を踏まえながら、まず、余裕教室の有無を確認し、無い場合に、授業への影響が少ない特別活動室や教材室などから普通教室への一時転用を検討していきます。それでも、教室が不足する場合は、教室の増設で対応していきたいと考えております。

【質問議員】甲斐 征七生 議員

【質問要旨】2 子育て支援の取り組みについて

(1) 就学援助拡充について

【質問趣旨】市長が掲げる「子育て日本一の街づくり」の実現のためには、就学援助制度の拡充としてクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を準要保護児童生徒に対する支給費目に追加すべきではないか。

3費目のうち、1費目でも追加できないのか。

【回答要旨】1 3費目（クラブ活動費、生徒会費、PTA会費）の追加について

就学援助制度について、国は、平成22年度に制度を改正し、生活保護制度の適用を受ける要保護児童生徒に対するクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3費目を補助対象項目に追加しました。

一方で、準要保護児童生徒に対する国の財政支援としては、国庫補助金が廃止されて以来、交付税として一般財源化されており、必要経費の一部を補う額にすぎない状況であります。

ちなみに本市における、平成25年度の準要保護者への就学援助費の総額は4億1千8百万円で、うち交付税算入試算額は1億2千1百万円で約29%であります。

したがって、3費目の追加には、大きな財政負担が見込まれるため、中核市の中で実施している5市においても、3費目的一部分を追加するに留まっております。

就学援助制度については、義務教育における最も基礎的な経済支援であり安定的な運用を図っていく必要がありますので、現在の制度を維持していきたいと考えております。

3費目的一部分を追加している中核市においても、就学援助の認定基準となる生活保護基準の倍率を引き下げるなどして、代替財源を確保している状況も見受けられるなか、本市の就学援助の認定基準につきましては、生活保護基準の1.3倍を堅持し、現在の認定者に影響がでないようにしております。

先ほど述べましたように、就学援助制度につきましては、義務教育における最も基礎的な経済支援であることから、これまで同様、現行制度を維持していきたいと考えております。

【質問議員】甲斐 征七生 議員

【質問要旨】2 子育て支援の取り組みについて

(3) 給食費助成について

【質問趣旨】市政運営方針の中期ビジョンの重点施策にあげられている「全国トップクラスの子育てしやすいまちを目指す」とのことから、全国に先駆けて、給食費の助成を行うべきではないか

他市で給食費の助成を行っているところがあると思うが、本市でも給食費の助成を行うべきではないか。

【回答要旨】1 学校給食費について

学校給食にかかる経費につきましては、「学校給食法」において、「学校給食の実

施に必要な施設整備や調理員人件費などの給食運営に要する経費は、設置者である市の負担であること、これ以外の食材費は保護者の負担であることとされております。

これに基づき本市では、小学校について月額 3,600 円、中学校は月額 4,100 円を給食費として、保護者の方々に負担していただいている状況です。

一方、保護者の負担軽減に関しては、福岡県市長会を通し、国に対してこれまで同様、給食費を無償とするよう、引き続き要望していきたいと考えております。

2 給食費の助成について

学校給食費の助成を行っている自治体については、県内では 27 市中、6 市が行っています。

また、昨年度調査した 42 の中核市では、「小・中学校いずれかに在籍する第 3 子以降は無料」としている例が 1 市あるのみです。

このように、全国的にみて、助成を行っているところは極めて少ない状況であります。

なお、児童生徒の就学に際し、一定の基準に該当する場合は、就学援助制度により、学用品費などとともに、給食費についても実費額が援助される仕組みであり、保護者に対して周知を図っているところであります。

平成26年第3回（9月）久留米市議会一般質問回答要旨

質問一覧（市民文化部関連）

質問議員	質問内容
<個人>	
森 多三郎 議員	2 久留米スポーツセンターハイブリッド施設・武道館・弓道場の一体的改築時における弓道練習場の確保について

平成26年第3回（9月）久留米市議会一般質問回答要旨

（市民文化部関係・発言順）

個人

【質問議員】 森 多三郎 議員

【質問要旨】 2 久留米スポーツセンターハイブリッド施設・武道館・弓道場の一体的改築時における弓道練習場の確保について

【質問趣旨】

- ・工事期間中の弓道場の代替施設を確保すべきと考えるが、久留米市としての考え方を聞きたい。
- ・中核市の弓道場の設置状況を聞きたい。
- ・久留米市弓道場において、大会、講習会などの行事は、年間どのくらい行なわれているのか。

【回答要旨】 1. 現状について

福岡県立久留米スポーツセンターハイブリッド施設・久留米市武道館・久留米市弓道場は、昭和49年全国高等学校総合体育大会の開催を契機として建設されたスポーツ施設であり、開館以来、多くの市民に利用されてきました。

しかしながら、現在では建設から40年以上が経過し、施設の老朽化が著しく、現在の多様化するニーズにも十分に対応できていない状況にあります。

そこで、久留米市と福岡県が共同して、福岡県南部地域のスポーツ振興の中核的な機能を有するスポーツ施設として、ハイブリッド施設、弓道場の一体的な改築を行い、総合的な体育施設を整備する予定でございます。

現在、基本設計を行っており、各競技団体の意見や要望を集約しているところでございます。今後のスケジュールは、平成27年度までに実施設計を終了し、平成28年度に解体工事、本体工事を着工し、平成30年度に供用開始の予定でございます。

2. 中核市の弓道場の状況について

お尋ねの中核市の市立弓道場の設置状況ですが、平成26年4月1日現在、全国には43の中核市がございますが、弓道場がないところが7市、1箇所のところが本市を含めて29市、2箇所あるところが6市、3箇所あるところが1市となっております。

3. 久留米市弓道場の大会、講習会などの行事について

久留米市弓道場において、大会、講習会などの行事がどのくらい行

われているかというご質問ですが、本年度の事業計画としましては、久留米市長杯争奪弓道大会等の大会が19大会、講習会や教室等が7つ予定されているところです。

4. 工事期間中の弓道場の代替施設について

一体的改築工事期間の約2年間は、本市の弓道場が利用できなくなり、普段の練習や大会開催、久留米市弓道連盟の運営などに支障をきたすことが想定されますので、工事期間中の弓道場代替施設の必要性は、十分認識しているところでございます。

現在、民間や学校の弓道場の利用が可能かどうか調査を行うとともに、競技団体の方々とも十分に協議、調整を図っているところであります、市といたしましても、継続して活動していただけるような施設の確保に努めてまいります。

【質問議員】 森 多三郎 議員（2回目）

【質問要旨】 2 久留米スポーツセンタ一体体育館・武道館・弓道場の一体的改築時における弓道練習場の確保について

【質問趣旨】 本市の藤野選手が、本年フランスで開催された弓道大会で、チャンピオンとなっている。

このように本市では、すばらしい選手が輩出されているので、是非とも、工事期間中の弓道場の代替施設を確保してもらいたい。また、簡易でいいので建設してほしい。

【回答要旨】 議員にただ今ご紹介いただいた藤野選手は、本年の世界弓道大会での個人優勝だけでなく、昨年は、皇后盃全日本女子弓道選手権大会でも優勝されるなど、すばらしい成績を収められています。これも日々の練習の成果であり、本市のスポーツの振興を図る上で、練習場の確保は非常に重要であると考えております。

そういう意味でも、工事期間中の代替施設の必要性は、十分認識しておりますが、ご質問の代替施設の建設につきましては、一定の用地確保や整備費用などの課題がございます。

これらの課題を整理しながら、繰り返しになりますが、民間や学校の弓道場利用の可能性につきまして、調査検討を行うとともに、競技団体の方々とも十分に協議、調整を図り、施設の確保に努めていきたいと考えております。

平成26年度 全国学力・学習状況調査の結果

1 学力に関する調査結果

(1) 小学校

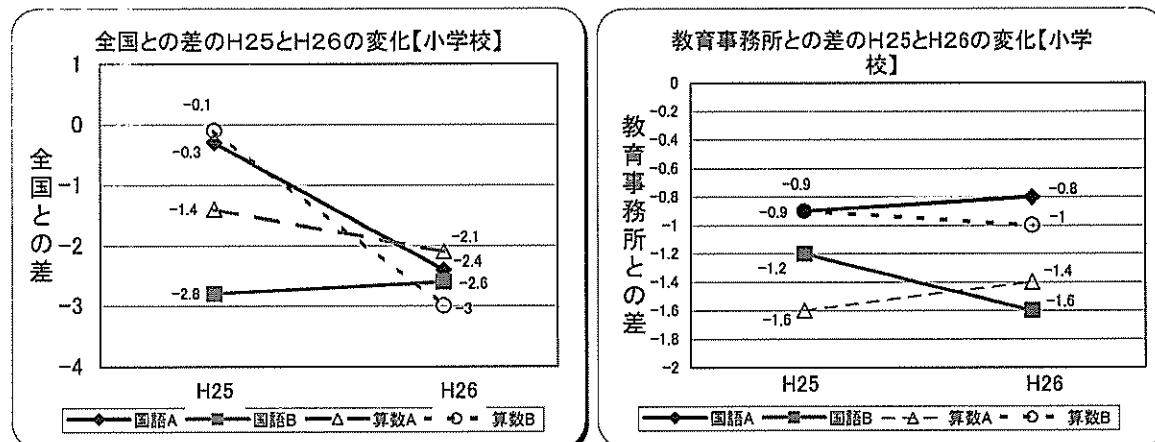
区分		国語A(知識)	国語B(活用)	算数A(知識)	算数B(活用)
平均正答数(問)	久留米市	10.6/15	5.3/10	12.9/17	7.2/13
	福岡県	10.8/15	5.4/10	13.2/17	7.5/13
	全国	10.9/15	5.5/10	13.3/17	7.6/13
平均正答率(%)	久留米市	70.5	52.9	76.0	55.2
	北筑後教育事務所	71.3	54.5	77.4	56.2
	福岡県	72.0	54.4	77.7	57.4
	全国	72.9	55.5	78.1	58.2

(2) 中学校

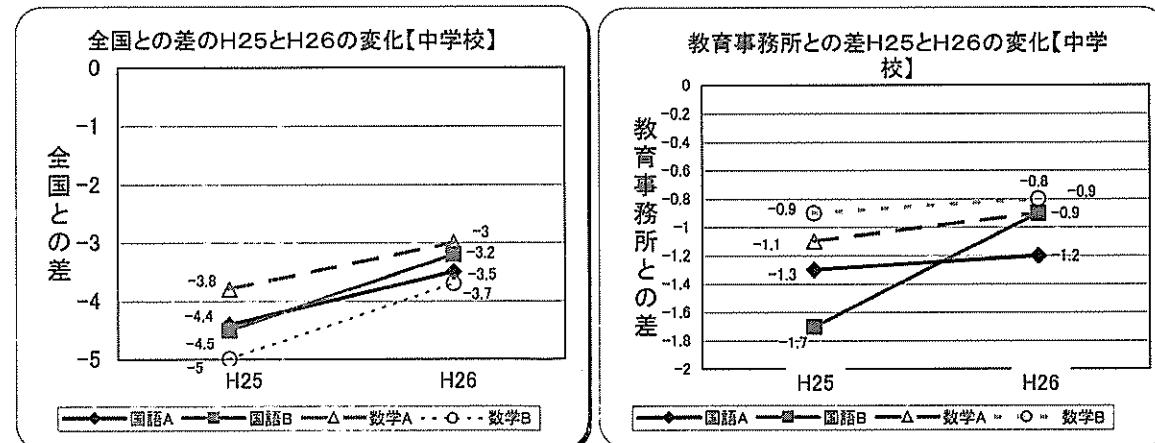
区分		国語A(知識)	国語B(活用)	数学A(知識)	数学B(活用)
平均正答数(問)	久留米市	24.3/32	4.3/9	23.2/36	8.4/15
	福岡県	25.1/32	4.5/9	23.6/36	8.7/15
	全国	25.4/32	4.6/9	24.3/36	9.0/15
平均正答率(%)	久留米市	75.9	47.8	64.4	56.1
	北筑後教育事務所	77.1	48.7	65.3	56.9
	福岡県	78.4	49.6	65.6	57.8
	全国	79.4	51.0	67.4	59.8

2 昨年度との比較(全国、北筑後教育事務所の平均正答率との差)

(1) 小学校

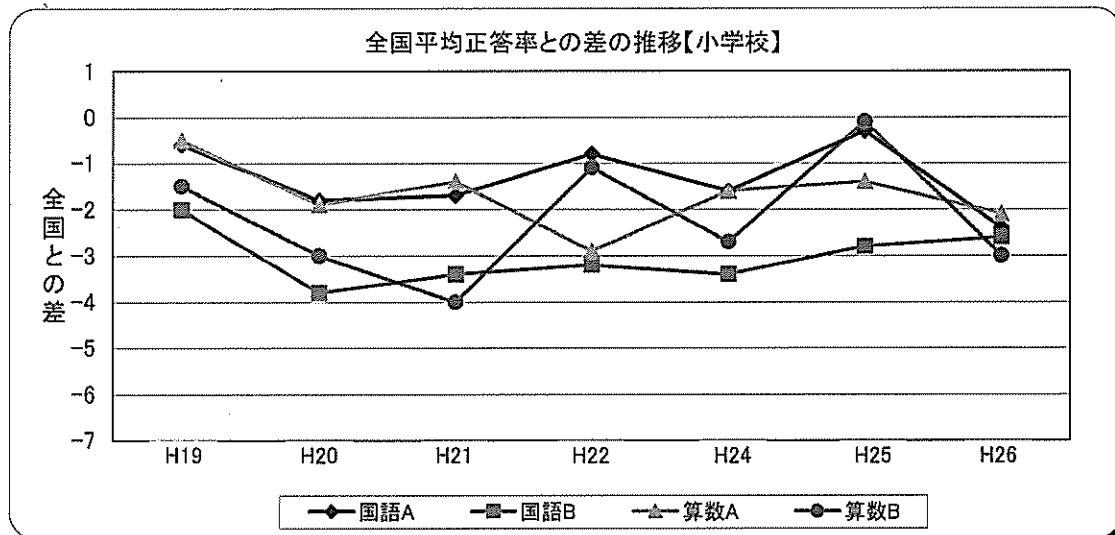


(2) 中学校

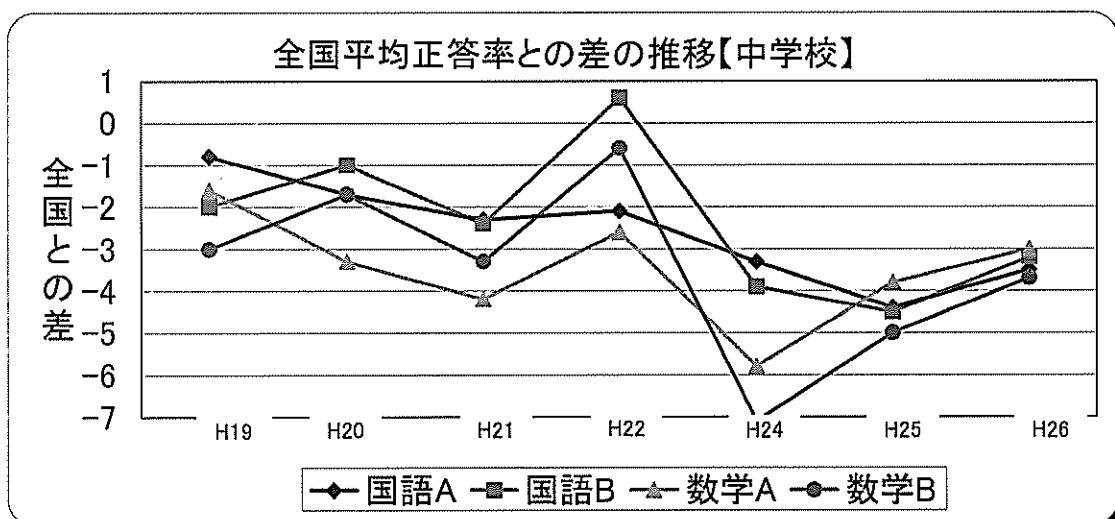


3 平均正答率の全国との差（経年変化）

(1) 小学校



(2) 中学校



4 考察

小学校においては、全ての教科区分で、久留米市の平均正答率は、国・県の正答率を下回っている。昨年度と比較すると、国語Bは改善の傾向が見られる。一方で、国語A、算数A・Bは昨年度と比較すると全国の平均正答率との差が拡大した。

中学校においては、全ての教科区分で、久留米市の平均正答率は、国・県の正答率を下回っている。しかし、昨年度と比較すると、全ての教科区分で全国の平均正答率との差は縮まり、改善の傾向が見られた。

中学校を中心に改善が見られた要因としては、各学校における学習習慣定着のための放課後学習や家庭学習の充実、放課後や長期休業中の補充学習、調査問題の活用促進などの学力向上のための取組などによるものと考えている。

今後は、結果分析から課題の大きかった問題に対応する授業改善に向け、学校を指導していくとともに、放課後学習や補充学習、家庭学習のさらなる充実に向けて学校の実態に応じた改善策を示すとともに、学習支援ボランティアの派遣、市単独少人数授業のための講師派遣、アシストシート等の教材の積極的な活用をすすめていきたい。

子どもたちに確かな学力をはぐくむために

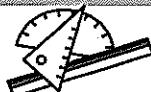
全国学力・学習状況調査の結果のお知らせ（小学校）

平成26年9月24日

久留米市教育委員会

去る4月22日（火）に、市内全小学校6年生を対象に実施しました、全国学力・学習状況調査（国語、算数）の結果についてお知らせいたします。

教科編



今回の「教科に関する調査」の結果と課題については下に示すようになります。

これらは、今回のペーパーテストにより測定できた学力的一面です。

なお、お子様一人一人の結果については、各学校から個人票が渡されますので、お子様のできたところ、できなかったところを確かめられ、今後の家庭でのご指導にお役立てください。

【結果の見方】

Aは主に知識に関する問題、Bは主に活用に関する問題です。正答率とは、全問題数に対して、正答問題数の割合をパーセントで示したもので、例えば、全問題数20問で、正答数が12問の場合、 $12 \div 20 = 60\%$ が正答率となります。

【結果の概略】

小学校の全ての教科区分で、久留米市の平均正答率は、国・県の平均正答率を下回っています。

昨年度と比較すると、国語Bは改善の傾向が見られますが、国語A、算数A・Bは、全国の平均正答率との差が拡大しました。

【小学校の課題と取組】

国語

○特に課題が見られた問題

故事成語の意味と使い方を理解する。【右の問題】

○今後の取組

故事成語をはじめ、ことわざや慣用句などの意味を理解し、文章などに適切に用いたり、その使い方の適否について交流したりする活動を大切にします。

算数

○特に課題が見られた問題

①（整数）-（小数）の計算を行なう。【下の問題】

小学校6年生（小学校5年生までの内容）

	国語A	国語B	算数A	算数B
市平均正答率	70.5	52.9	76.0	55.2
県平均正答率	72.0	54.4	77.7	57.4
国平均正答率	72.9	55.5	78.1	58.2

Q. 故事成語の使い方として最もふさわしいものを、1から3までの中から選びましょう。
「百聞は一見にしかず」

- 友達の野村さんは、先生の説明のはじめの部分を聞くと、結論まで見通すことができるという。百聞は一見にしかずということができる人だ。
- 私は、夕日が美しいことで有名な海岸を流れ、その美しさを自分の目で見て実感することができた。まさに百聞は一見にしかずだ。
- 私は、人からいろいろと細かく注意されることがいやだ。しかし、友達に百聞は一見にしかずだと助言されたので、そのことをよく考えてみようと思う。

※正答 2

Q. 9 - 0.8 を計算しましょう。

【考え方】

筆算で考えてみる

$$\begin{array}{r} (O) 9 \\ - 0.8 \\ \hline 8.2 \end{array}$$

（位を揃えている） （末尾を揃えている）

※正答 8.2

② 全体と部分の関係を示すために、用いるグラフを選択する。【下の問題】

Q. 6・7月の水の使用量が1年間の使用量の1/4より多いことを説明するのによいグラフを選びましょう。

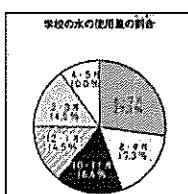
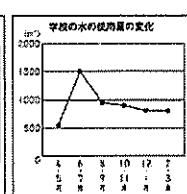
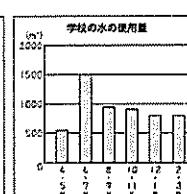
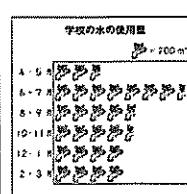
学校の水の使用量

月	4・5月	6・7月	8・9月	10・11月	12・1月	2・3月	1年間
使用量（m³）	550	1500	950	900	800	800	5500

棒グラフ

折れ線グラフ

円グラフ



※正答 円グラフ

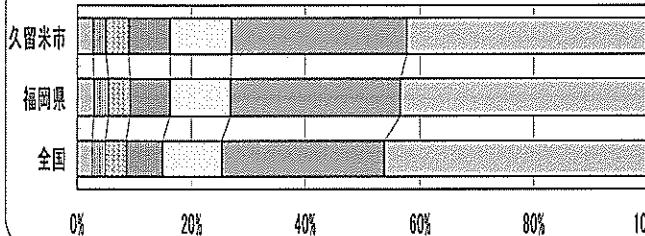
② 伝えたい事柄や目的に応じて、効果的にグラフを用いて、自分の考えを分かりやすく他者に伝えていく活動を取り入れます。

習慣編

学力調査と同時に実施した生活習慣や学習習慣に関するアンケート調査の結果から、下に示すような項目が子どもの学力とも関係しているようです。お子様に「確かな学力」をはぐくむために、生活習慣や学習習慣について、ご家庭でもぜひ話題にしてください。

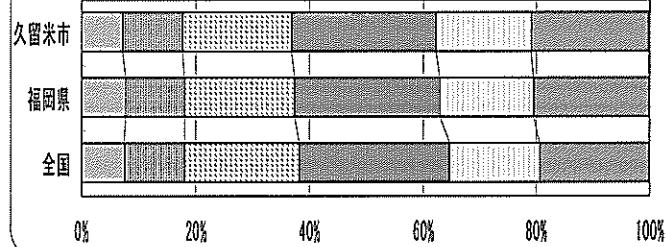
【携帯電話・スマートフォンの1日の使用時間】

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 4時間以上 | <input type="checkbox"/> 2. 3時間以上、4時間より少ない |
| <input type="checkbox"/> 3. 2時間以上、3時間より少ない | <input type="checkbox"/> 4. 1時間以上、2時間より少ない |
| <input type="checkbox"/> 5. 30分以上、1時間より少ない | <input type="checkbox"/> 6. 30分より少ない |
| <input type="checkbox"/> 7. 携帯電話やスマートフォンを持っていない | |



【1日の読書時間】

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 2時間以上 | <input type="checkbox"/> 2. 1時間以上、2時間より少ない |
| <input type="checkbox"/> 3. 30分以上、1時間より少ない | <input type="checkbox"/> 4. 10分以上、30分より少ない |
| <input type="checkbox"/> 5. 10分より少ない | |
| <input type="checkbox"/> 6. 全くしない | |

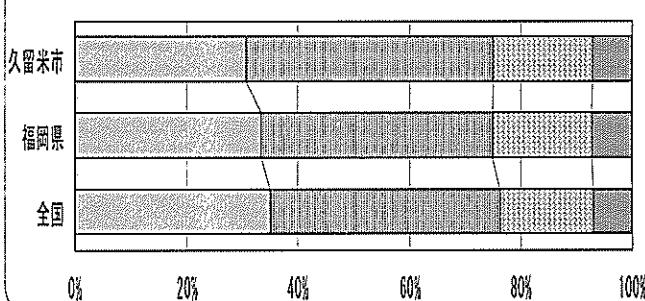


※携帯電話・スマートフォンの使用率は、全国よりやや多くなっています。また、読書時間が短い児童は昨年より改善してきていますが、依然として多いようです。携帯電話等の使い方を家庭で話し合うなど、生活のリズムをしっかりと意識させることが大切です。

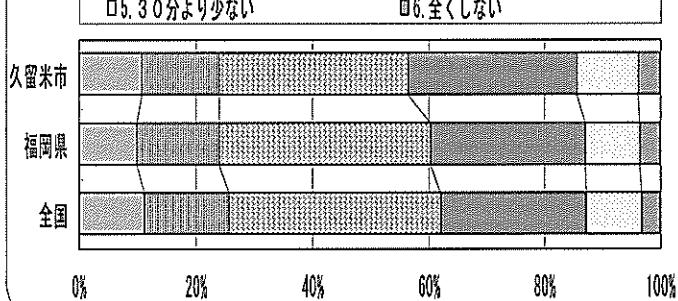
【自分にはよいところがある】

【授業以外の1日の学習時間】

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 当てはまる | <input type="checkbox"/> 2. どちらかといえば、当てはまる |
| <input type="checkbox"/> 3. どちらかといえば、当てはまらない | <input type="checkbox"/> 4. 当てはまらない |



- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 3時間以上 | <input type="checkbox"/> 2. 2時間以上、3時間より少ない |
| <input type="checkbox"/> 3. 1時間以上、2時間より少ない | <input type="checkbox"/> 4. 30分以上、1時間より少ない |
| <input type="checkbox"/> 5. 30分より少ない | |
| <input type="checkbox"/> 6. 全くしない | |

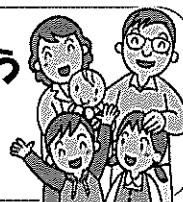


※平日に学習を「全くしない」と回答した児童の割合は全国とほぼ同じですが、昨年より「1時間以上」学習するとした児童が減っています。また、自分にあまり自信がもてない児童も多いようです。子どものよさをほめる機会を増やしていくことが大切です。

親子で一緒に習慣づくり

生活習慣

- 1 親子で早寝・早起き・朝ご飯に取り組みましょう
- 2 学校のことを家族で話しましょう
- 3 子どもをほめて、はげましましょう



学習習慣

- 1 毎日、時間を決めて、宿題と予習・復習をしましょう
- 2 新聞やテレビのニュースに 관심をもちましょう
- 3 毎日、マンガ以外の本を読みましょう



※ご家庭で今一度、生活や学習のきまりを見直したり、確認したりしましょう。
なお、各学校の課題と取組については、学校からお知らせがあります。

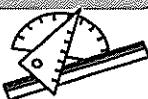
子どもたちに確かな学力をはぐくむために

全国学力・学習状況調査の結果のお知らせ（中学校）

平成26年9月24日
久留米市教育委員会

去る4月22日（火）に、市内全中学校3年生を対象に実施しました、全国学力・学習状況調査（国語、数学）の結果についてお知らせいたします。

教科編



今回の「教科に関する調査」の結果と課題については下に示すようになります。

これらは、今回のペーパーテストにより測定できた学力的一面です。
なお、お子様一人一人の結果については、各学校から個人票が渡されますので、お子様のできたところ、できなかったところを確かめられ、今後の家庭でのご指導にお役立てください。

【結果の見方】

Aは主に知識に関する問題、Bは主に活用に関する問題です。正答率とは、全問題数に対して、正答問題数の割合をパーセントで示したもので、例えば、全問題数20問で、正答数が12問の場合、 $12 \div 20 = 60\%$ が正答率となります。

【結果の概略】

中学校の全ての教科区分で、久留米市の平均正答率は、国・県の平均正答率を下回っています。

しかし、昨年度と比較すると、全ての教科区分で全国の平均正答率との差が縮まり、改善傾向が見られました。

【中学校の課題と取組】

国語

○特に課題が見られた問題

- ①主語を置き換えたり、伝えたい心情にふさわしい言葉に書き換えたりする。

【右の問題】

- ②文の流れの中で適切に語句を用いる。
③根拠を明確にして自分の考えを書く。

○今後の取組

- ①様々な文章から効果的な心情描写の部分を抜粋して整理し、自分が書く際の参考となり、1つの事柄を異なる主語で表現したりする活動などを大切にします。
②類義語を取り上げて使う場面や内容によって使い分けたり、ことわざ辞典等を活用し実際に話や文章の中でことわざや慣用句を使ったりする活動を大切にします。
③作品を読んで、気になる言葉や場面などについて、根拠を明確にして自分の考えを書き、根拠の妥当性について意見を述べ合う活動などを大切にします。

数学

○特に課題が見られた問題

- ①分数を含む一元一次方程式を解く。

【右の問題】

- ②図形の性質を構想を立てて証明する。

○今後の取組

- ①繰り返し学習を行うとともに、方程式を解く過程やその結果を確かめる活動を取り入れます。
②結論を導くために「何が分かればよいか」を明らかにしたり、与えられた条件を整理したり、着目すべき性質や関係を見いだしたりする活動を取り入れます。

中学校3年生（中学校2年生までの内容）

	国語A	国語B	数学A	数学B
市平均正答率	75.9	47.8	64.4	56.1
県平均正答率	78.4	49.6	65.6	57.8
国平均正答率	79.4	51.0	67.4	59.8

Q. 仲直りができたうれしさを読み手に印象深く伝えるために、「僕はうれしくなった」を次のように書き換えました。（　）にあてはまる語を五字以内で答えなさい。

「僕の心は（　）。」

※正答例

「軽くなった」「弾んだ」「晴ってきた」

Q. 一次方程式 $\frac{x-1}{3} = 2$ を解きなさい。

※正答 $x=7$

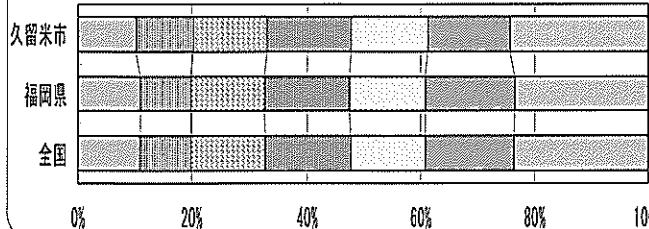
習慣編

学力調査と同時に実施した生活習慣や学習習慣に関するアンケート調査の結果から、下に示すような項目が子どもの学力とも関係しているようです。
お子様に「確かな学力」をはぐくむために、生活習慣や学習習慣について、ご家庭でもぜひ話題にしてください。

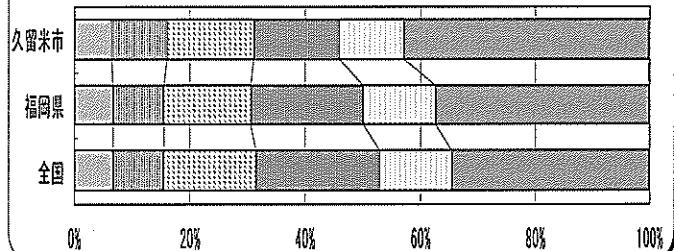
【携帯電話・スマートフォンなどの使用時間】

【1日の読書時間】

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 4時間以上 | <input type="checkbox"/> 2. 3時間以上、4時間より少ない |
| <input type="checkbox"/> 3. 2時間以上、3時間より少ない | <input type="checkbox"/> 4. 1時間以上、2時間より少ない |
| <input type="checkbox"/> 5. 30分以上、1時間より少ない | <input type="checkbox"/> 6. 30分より少ない |
| <input type="checkbox"/> 7. 携帯電話やスマートフォンを持っていない | |



- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 2時間以上 | <input type="checkbox"/> 2. 1時間以上、2時間より少ない |
| <input type="checkbox"/> 3. 30分以上、1時間より少ない | <input type="checkbox"/> 4. 10分以上、30分より少ない |
| <input type="checkbox"/> 5. 10分より少ない | |
| <input type="checkbox"/> 6. 全くしない | |

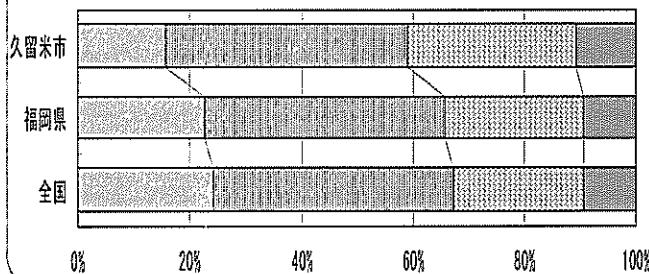


*スマートフォンなどの使用時間は全国とほぼ同じですが、約半数の生徒が1時間使用しています。読書については、1時間以上する生徒は全国より多いですが、まったくしない生徒は全国より多い傾向にあるようです。

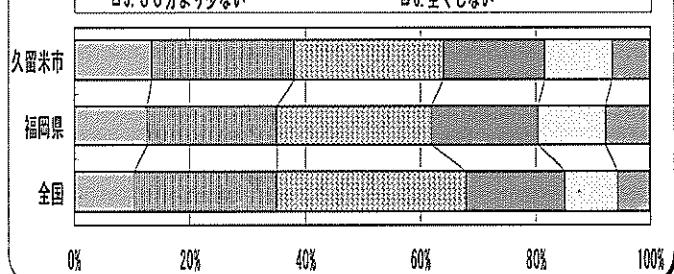
【自分にはよいところがある】

【授業以外の1日の学習時間】

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 当てはまる | <input type="checkbox"/> 2. どちらかといえば、当てはまる |
| <input type="checkbox"/> 3. どちらかといえば、当てはまらない | <input type="checkbox"/> 4. 当てはまらない |



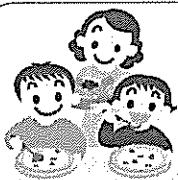
- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 3時間以上 | <input type="checkbox"/> 2. 2時間以上、3時間より少ない |
| <input type="checkbox"/> 3. 1時間以上、2時間より少ない | <input type="checkbox"/> 4. 30分以上、1時間より少ない |
| <input type="checkbox"/> 5. 30分より少ない | |
| <input type="checkbox"/> 6. 全くしない | |



*全国と比べ、自分にあまり自信がもてない生徒が多いようです。学習時間は、2時間以上する生徒は全国と比べ多いですが、1時間以上する生徒はやや多いようです。

親子で一緒に習慣づくり

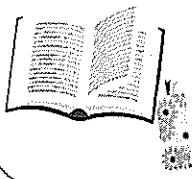
生活習慣



- 1 親子で早寝・早起き・朝ご飯に取り組みましょう
- 2 学校のことを家族で話しましょう
- 3 子どもをほめて、はげましましょう



学習習慣



- 1 毎日、時間を決めて、宿題と予習・復習をしましょう
- 2 新聞やテレビのニュースに 관심をもちましょう
- 3 毎日、マンガ以外の本を読みましょう



*ご家庭で今一度、生活や学習のきまりを見直したり、確認したりしましょう。
なお、各学校の課題と取組については、学校からお知らせがあります。

久留米市学校給食費改定検討委員会の開催について(報告)

学校給食費の改定金額や改定期限について検討を行うため、有識者、校長、PTA 代表等で構成する市学校給食費改定検討委員会(永松雄一郎委員長他 8 名)を下記のとおり開催。

日時：平成 26 年 7 月 14 日（月）18:30～20:00 場所：市庁舎 17 階会議室

1. 会議内容

他市の給食費状況、基本物資（パン、米飯、牛乳）や一般物資（肉、魚、野菜などの副食）の価格推移などを事務局が説明し、その後、各委員間で議論。

(1) 事務局からの説明内容

①他市給食費（月額）との比較

(H26.3.31 現在)

	久留米市	全国中核市 36 市の平均	九州内中核市 5 市の平均	福岡県内 18 市の平均
小学校	3,600 円 (H10.11 改定)	4,203 円	4,122 円	3,866 円
中学校	4,100 円 (H11.4 改定)	4,879 円	4,603 円	4,496 円

市の給食費は、全国中核市の中で小学校は二番目に安く、中学校は一番安い。また、九州内の中核市では、小・中学校ともに一番安く、福岡県内では、小・中学校ともに二番目に安い。

②基本物資について

パン、米飯、牛乳などの基本物資は、県内の全市町村と同様に福岡県学校給食会から購入している。この基本物資（県給食会が毎年度当初に価格決定）の H10 年度と H26 年度価格を比較すると、小学校は約 26%、中学校は約 24% 上昇している。

③一般物資（副食）について

肉、魚、野菜など副食の食材である一般物資の H10 年度の価格と H25 年度価格を比較すると、約 9.5% 上昇している。

この価格上昇や上記の基本物資価格上昇に対して、献立の工夫や価格交渉などによって現行の給食費を維持してきている。

なお、一時的な物価高騰に対して各学校は、給食会計運営基金を活用している。

(2) 各委員からの主な意見

①改定金額について

- 改定額を決める場合、基本物資の価格上昇が副食費を圧迫しているので、H10 年度の副食費の額に戻す程度の改定額とすべきである。
 - 全国（中核市）の平均ぐらいに値上げすれば、次に予定されている消費税増税にも対応できる。
 - 5 年後の将来を見据えた改定額にしたほうがよい。
- * 値上げすることについては、委員全員異論はなかった。

②改定期限について

今年度途中から値上げする意見と来年 4 月から値上げする意見が出ている。

平成26年度中体連九州大会・全国大会出場者一覧、結果

久留米市中学校体育連盟

九州大会			全国大会		
1 城 南	柔道女子個人44kg ①中溝 茗(3年)予選敗退 水泳女子100m・200m自由形 ②伴 美祈(2年)	バドミントン個人ダブルス ②亀川楓基(2年)千北耕太郎(2年)予選敗退	3 柔道女子個人44kg ①中溝 茗(3年) 水泳女子200m自由形 伴 美祈(2年)標準	予選敗退	1
2 江 南	100m・200m自由形 ③倉成祐生(3年)予選敗退	バドミントン個人シングルス 水泳女子100m背泳 ②鶴久ゆきな(3年)	1 水泳女子200m自由形 伴 美祈(2年)標準	予選敗退	1
3 櫛 原	バドミントン個人シングルス 水泳女子100m背泳 ③倉成祐生(3年)予選敗退	1 水泳女子200m背泳 鶴久ゆきな(3年)標準	1 水泳女子200m背泳 高松 奈美(3年)標準	予選敗退	2
4 車 田 山	水泳男子400m ①メドレー・リレー 予選敗退	北島 混太(2年)、田中 聖吾(2年) 高木 将嗣(3年)、辻本 裕紀(3年)	4 陸上男子砲丸投げ ①中尾 亮太(3年)標準	予選敗退	1
5 諏 访	1 陸上男子砲丸投げ ①中尾 亮太(3年)	1 陸上男子砲丸投げ ①中尾 亮太(3年)標準	1 ②女子ハーボール ベスト16	12	12
6 良 山	柔道男子個人66kg ①西村弥菜美(3年)、河村 琳(3年) 馬場 彩寧(2年)、中村 佳鈴(2年) 倉員ひなた(1年)、寺崎 音央(1年)	柔道男子個人66kg ②城後 貴哉(3年) 柔道男子個人70kg超 ②東野 王将(2年)予選敗退 柔道女子団体(4人) 柔道女子個人63kg ①西村 美穂(2年)	柔道男子個人90kg ①神野 光稀(3年) 柔道女子個人70kg超 ①草場菜々美(2年) 柔道女子個人48kg ①田中 純奈(3年)	優勝	優勝
7 明 星	柔道女子ハーボール ①女子ハーボール 2位	柔道女子個人63kg ②三澤 由華(2年)予選敗退 柔道男子個人90kg ①神野 光稀(3年)	柔道女子個人70kg ①素根 輝(2年) 柔道女子団体メンバー 柔道女子個人63kg ①古賀若菜(1年)	予選敗退	1
8 宮ノ陣	柔道男子個人66kg ①西村弥菜美(3年)、河村 琳(3年) 馬場 彩寧(2年)、中村 佳鈴(2年) 倉員ひなた(1年)、寺崎 音央(1年)	柔道男子個人66kg ②城後 貴哉(3年) 柔道女子個人70kg超 ②東野 王将(2年)予選敗退 柔道女子団体メンバー 柔道女子個人63kg ①西村 美穂(2年)	柔道女子個人70kg ①素根 輝(2年) 柔道女子団体メンバー 柔道女子個人63kg ①古賀若菜(1年)	2位	11
9 荒 木	柔道男子個人66kg ①西村弥菜美(3年)、河村 琳(3年) 馬場 彩寧(2年)、中村 佳鈴(2年) 倉員ひなた(1年)、寺崎 音央(1年)	柔道男子個人66kg ②城後 貴哉(3年) 柔道女子個人70kg超 ②東野 王将(2年)予選敗退 柔道女子団体メンバー 柔道女子個人63kg ①西村 美穂(2年)	柔道女子個人70kg ①素根 輜(2年) 柔道女子団体メンバー 柔道女子個人63kg ①古賀若菜(1年)	予選敗退	1
10 筑 邦 西	柔道男子個人66kg ①西村弥菜美(3年)、河村 琳(3年) 馬場 彩寧(2年)、中村 佳鈴(2年) 倉員ひなた(1年)、寺崎 音央(1年)	柔道男子個人66kg ②城後 貴哉(3年) 柔道女子個人70kg超 ②東野 王将(2年)予選敗退 柔道女子団体メンバー 柔道女子個人63kg ①西村 美穂(2年)	柔道女子個人70kg ①素根 輜(2年) 柔道女子団体メンバー 柔道女子個人63kg ①古賀若菜(1年)	予選敗退	1
11 屏 水	柔道男子個人66kg ①西村弥菜美(3年)、河村 琳(3年) 馬場 彩寧(2年)、中村 佳鈴(2年) 倉員ひなた(1年)、寺崎 音央(1年)	柔道男子個人66kg ②城後 貴哉(3年) 柔道女子個人70kg超 ②東野 王将(2年)予選敗退 柔道女子団体メンバー 柔道女子個人63kg ①西村 美穂(2年)	柔道女子個人70kg ①素根 輜(2年) 柔道女子団体メンバー 柔道女子個人63kg ①古賀若菜(1年)	予選敗退	1
12 青 陵	柔道男子個人66kg ①西村弥菜美(3年)、河村 琳(3年) 馬場 彩寧(2年)、中村 佳鈴(2年) 倉員ひなた(1年)、寺崎 音央(1年)	柔道男子個人66kg ②城後 貴哉(3年) 柔道女子個人70kg超 ②東野 王将(2年)予選敗退 柔道女子団体メンバー 柔道女子個人63kg ①西村 美穂(2年)	柔道女子個人70kg ①素根 輜(2年) 柔道女子団体メンバー 柔道女子個人63kg ①古賀若菜(1年)	予選敗退	1
13 高 車 礼	柔道男子個人66kg ①西村弥菜美(3年)、河村 琳(3年) 馬場 彩寧(2年)、中村 佳鈴(2年) 倉員ひなた(1年)、寺崎 音央(1年)	柔道男子個人66kg ②城後 貴哉(3年) 柔道女子個人70kg超 ②東野 王将(2年)予選敗退 柔道女子団体メンバー 柔道女子個人63kg ①西村 美穂(2年)	柔道女子個人70kg ①素根 輜(2年) 柔道女子団体メンバー 柔道女子個人63kg ①古賀若菜(1年)	予選敗退	1
14 田主 丸	柔道男子個人66kg ①西村弥菜美(3年)、河村 琳(3年) 馬場 彩寧(2年)、中村 佳鈴(2年) 倉員ひなた(1年)、寺崎 音央(1年)	柔道男子個人66kg ②城後 貴哉(3年) 柔道女子個人70kg超 ②東野 王将(2年)予選敗退 柔道女子団体メンバー 柔道女子個人63kg ①西村 美穂(2年)	柔道女子個人70kg ①素根 輜(2年) 柔道女子団体メンバー 柔道女子個人63kg ①西村 美穂(2年)	予選敗退	1
15 北 野	柔道男子個人66kg ①西村 弘(2年)予選敗退	柔道女子個人63kg ①田中 純奈(3年) 相撲 個人 ③由留部親吾(2年)予選敗退	柔道女子個人63kg ①西村 美穂(2年) 柔道女子個人40kg ①古賀若菜(1年) 柔道女子個人40kg ①西村 美穂(2年)	予選敗退	1
16 城 島	弓道男子団体・県3位…馬場遥己(2年)佐藤惇貴(3年)諸藤颶馬(3年)原武孝征(3年)予選敗退	弓道男子団体・県3位…馬場遥己(2年)佐藤惇貴(3年)諸藤颶馬(3年)原武孝征(3年)予選敗退	弓道男子団体・県3位…馬場遥己(2年)佐藤惇貴(3年)諸藤颶馬(3年)原武孝征(3年)予選敗退	8	8
17 三 潤	弓道女子団体・県3位…永田聖奈(3年)富松紀花(3年)大石愛海(3年)予選敗退	弓道女子団体・県3位…永田聖奈(3年)富松紀花(3年)大石愛海(3年)予選敗退	弓道女子団体・県3位…永田聖奈(3年)富松紀花(3年)大石愛海(3年)予選敗退	5	5
18 信 愛	空手・形の部、県3位…桐明 三緒(2年)予選敗退	空手・形の部、県3位…桐明 三緒(2年)予選敗退	空手・形の部、県3位…桐明 三緒(2年)予選敗退		
19 附 属	柔道男子個人66kg ①西村 弘(2年)予選敗退	柔道男子個人66kg ①西村 弘(2年)予選敗退	柔道男子個人66kg ①西村 弘(2年)予選敗退		
20 附 設	柔道支援	柔道支援	柔道支援		
21 懇親支援					

夏季休業中における久留米市立小・中・特別支援・高等学校の 「久留米市一番街多目的ギャラリー」活用について

1 目的

夏季休業中に「久留米市一番街多目的ギャラリー」を活用し、市立小・中・特別支援・高等学校に在籍する児童生徒が授業等で制作した作品等を展示することにより、広く市民に「笑顔で学ぶくるめっ子」の実態を広報すると共に、児童生徒の学習意欲を喚起する。また、児童生徒や学校関係者及び一般市民が本ギャラリーに足を運ぶ機会を増やすことで、一番街を中心とする街中の活性化の一翼を担う。

2 平成 26 年度活用実績

番号	学校名	内 容	実施時期	来場者数	合計
1	附属久留米中	生徒作品展	7/29(火)～8/3(日)	329 人	
2	城南中学校	美術部作品展	8/5(火)～8/10(日)	316 人	
3	南筑高校	文化部合同校外展	8/12(火)～8/17(日)	132 人	
4	特別支援学校	高等部作品展示会	8/19(火)～8/24(日)	437 人	
5	久留米商業学校	118年の歴史展	8/26(火)～8/31(日)	192 人	1406 人

3 過去の活用実績

(1) 平成 25 年度

番号	学校名	内 容	実施時期	来場者数	合計
1	南筑高校	文化部合同校外展	7/23(火)～7/28(日)	182 人	
2	城南中学校	美術部作品展	8/6(火)～8/11(日)	325 人	
3	特別支援学校	高等部展示会	8/20(火)～8/25(日)	298 人	
4	久留米商業高校	久商「お宝」展	8/27(火)～9/1(日)	139 人	944 人

(2) 平成 24 年度

番号	学校名	内 容	実施時期	来場者数	合計
1	南筑高校	絵画、写真、書道等	7/24(火)～7/29(日)	202 人	
2	櫛原中学校	絵画、写真	8/8(水)～8/12(日)	178 人	
3	櫛原中学校	絵画、写真	8/14(火)～8/18(土)	139 人	
4	特別支援学校	高等部展示会	8/21(火)～8/26(日)	400 人	919 人

(1) 平成 23 年度 [初年度]

番号	学校名	内 容	実施時期	来場者数	合計
1	櫛原中学校	絵画、写真	8/9(火)～8/14(日)	226 人	
2	南筑高校	絵画、写真、書道等	8/16(火)～8/21(日)	139 人	
3	特別支援学校	高等部展示会	8/23(火)～8/28(日)	436 人	
4	鳥飼小・江南中	絵画	8/30(火)～9/4(日)	242 人	1043 人

特別支援学校

久留米市東町の一番街多目的ギャラリーで「久留米特別支援学校高部作業学習製品展示」が開かれている。生徒たちが昨年10月から今年7月にかけて作った焼き物の皿や木製の籠置き、学校園で取れた野菜など約100点が並ぶ。会場では、24日まで、会場では、入場無料。

久留米市東町の一番街多目的ギャラリーで「久留米特別支援学校高部作業学習製品展示」が開かれている。生徒たちが昨年10月から今年7月にかけて作った焼き物の皿や木製の籠置き、学校園で取れた野菜など約100点が並ぶ。会場では、24日まで、会場では、入場無料。

生徒約90人が作業学習は、さまざまな作品などを製作する。休憩で、夏休みなどの長期休暇を除く毎週2日間、午前中に取り組んでいた。[株社一部]

【8月21日（木）毎日新聞朝刊】

久留米市内の中学生や高校生による絵画や写真などの作品を紹介する展示会が、久留米市東町の市一番街多目的ギャラリーで開かれている。生徒たちに発表の機会を提供しようとギャラリーが企画。参加した5校が6日間ずつ、週替わりで展示する。

3日までは福岡教育大付属久留米中の「文化作品展」。美術部員が作ったカレンダー、3年生が授業中に作った短歌からイメージした水墨画などが並ぶ。細岡周平君(14)は「墨の濃さで表現するのに苦労した。会場には多くの人に足を運

久留米の中高生作品紹介

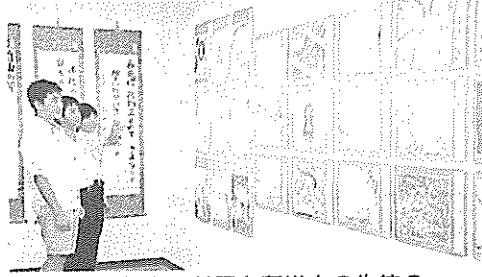
5校 週替わり展示

市一番街多目的ギャラリー

んでほしい」と話した。

5~10日は「城南中学校 美術部作品展」で、油彩や水彩、ビーズアクセサリーなどを展示。12~17日は「南筑高校 文化部合同校外展」で、書道、美術、写真部が作品を発表する。

19~24日は「久留米特別支援学校高等部 作業学習製品展示」として、焼き物、木工、さをり織りなどを展示販売。26~31日は「久商118年の歴史展」。久留米商業高の歩みを写真パネルなどで紹介し、美術、書道部の作品を展示。30日にはそろばん教室もある。入場無料。月曜休み。市一番街多目的ギャラリー=0942(39)3030。(森田明理)



福岡教育大付属久留米中の生徒の作品が並ぶ会場

【城南中学校作成 招待状】

**久商118年の歴史
～久商お宝展～**

1964年の東京オリンピックで掲揚された五輪旗が本校にあります日本物！

開催期間：平成26年8月26日（火）～8月31日（日）
11：00～16：00まで。
会場：久留米商業高多目的ギャラリー
料金：一般 100円 小学生 50円 市民 30円
（8月31日14：00～から32日12：00まで）

イベントのお知らせ
平成26年8月30日（土）
14：00～16：00 会場にて
本校珠算・書道部による販賣販賣を行
います。初心者大歓迎ですのぞ
是非ご来場ください！

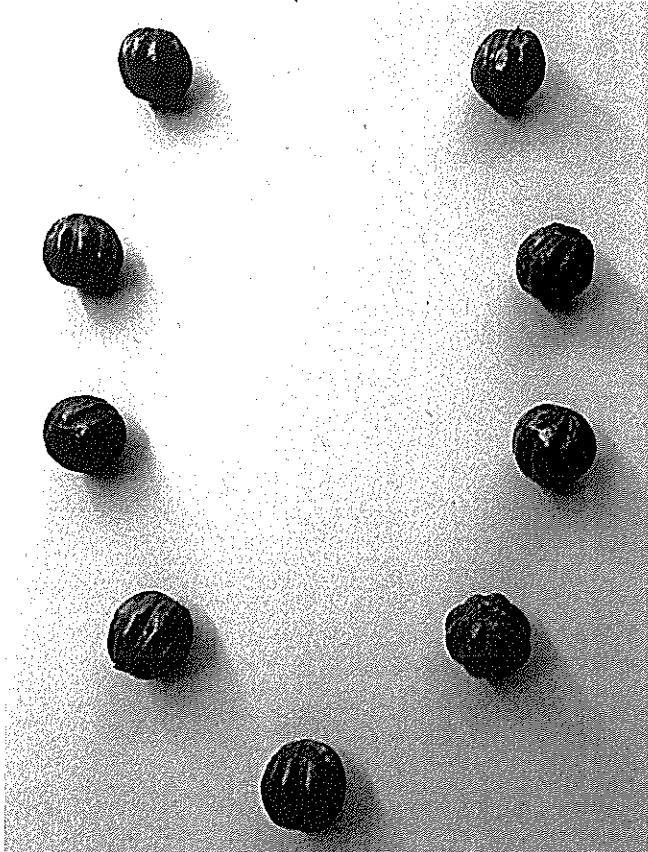
【久留米商業高等学校作成 パンフレット】

久留米シティプラザ建設現場を活用した中学校美術作品展



くまやま

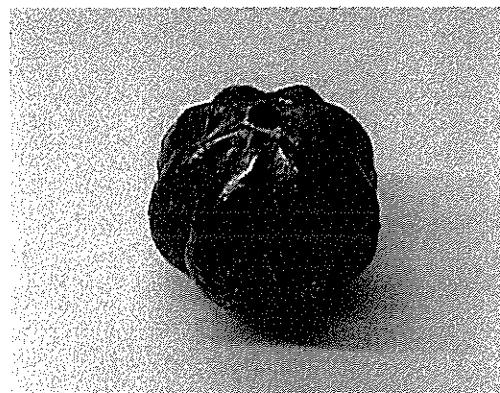
隈山古墳群出土の銀製「くちなし玉」について



▲隈山古墳群第 2 号墳出土の銀製「くちなし玉」



▲隈山 2 号墳の位置図



▲銀製「くちなし玉」(接写)

出土場所：久留米市国分町 372-3 外

外環状線（都市計画道路 3・3・6 号東合川野伏間線）整備に伴う事前の発掘調査

出土年月：平成 24 年 9 月

調査後の資料整理段階で、当資料の希少性が判明したため、平成 26 年 8 月まで出土事例や「くちなし玉」の意義等の資料調査を行った。

時 代：古墳時代後期（6 世紀後半—約 1,400 年前）

点 数：13 点（大きさは径 1.5 センチ程度）

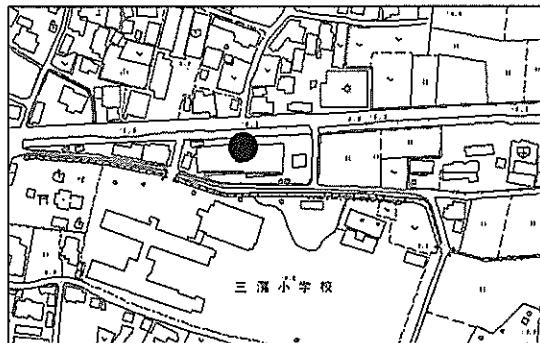
意 義：くちなし玉が出土した古墳は全国でもほとんど例がなく、九州では長崎県壱岐市の双六古墳（1 点出土）に次いで 2 例目の出土となる。概ね近畿地方を中心とした皇族や有力豪族の古墳から出土する傾向があるため、久留米にもそれらに関連した有力な豪族が存在したと想定される。これは、久留米が古くから全国的にも重要な交通・経済・軍事・政治の要衝であったことを示し、後の 7 世紀末における筑後国府の設置や、久留米市が筑後地方の中心地として発展していく原点と考えることができる。

公 開：10 月上旬にレクチャーを通して記者発表を行い、続いて市役所 2 階アートスペースにて関連資料を含めた展示を行い、広く市民に公開したい（平成 26 年 10 月 4 日～13 日を予定）。

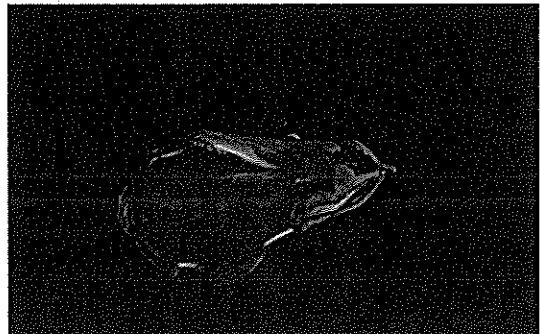
高三猪遺跡第4次調査出土小銅鐸について



高三猪遺跡出土「小銅鐸」(保存処理前)



高三猪遺跡第4次調査地 位置図



CT画像 斜め下から

出土場所：久留米市三瀬町高三瀬546-9

三瀬校区コミュニティセンター横 消防団格納庫建設に伴う調柶

出土年月：平成26年6月

時代：弥生時代後期（約1900年前）

出土地点：上面幅約3m、深さ約1mの溝の上層。溝からは多量の土器や木製品が出土している。

大きさ：高さ約6.5センチ、幅約4.0センチ、厚さ約2.0センチ

意義：小銅鐸は、弥生時代に祭祀（さいし）の道具として使用されていたと考えられており、これまで全国で約60例程度出土している。北部九州では複数例出土しているが、筑後地方での出土は初である。九州北部でも有数の大集落が存在したことが伺われる。

公開：現在、九州歴史資料館において保存処理を行っている。処理の終了後、10月中旬に報道発表を行う。また、久留米市埋蔵文化財センターにおいて開催される第39回くるめの考古資料展「筑後川と弥生時代のくるめ」（10月18日（土）～11月14日（金））で展示し、広く市民に公開したい。



筑後川と 古事記の時代 くるめ

川流れ
人交わる。

第39回
くるめの考古資料展

良積遺跡出土鏡

平成26年10月18日(土)~11月14日(金)

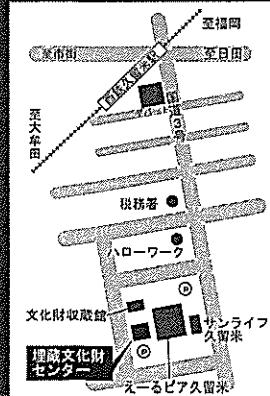
会場：久留米市埋蔵文化財センター

久留米市諏訪野町1830-6 えーるピア久留米敷地内 水分遺跡の顔料鉢
開館時間：9:00～17:00(入館は16:30まで)

入場無料 会期中無休

主催：久留米市 久留米市教育委員会

お問い合わせ/久留米市市民文化部文化財保護課 TEL:0942-30-9225 FAX:0942-30-9715



日渡遺跡出土鏡

第39回くるめの考古資料展 筑後川と弥生時代のくるめ 川流れ、人交わる。

久保遺跡(北東上空から)



朝鮮半島や中国大陸から渡ってきた文化が、肥沃で広大な筑紫平野に定着します。

肥後系のショッキ形土器
(水分遺跡)

豊前系の高杯
(水分遺跡)

朝鮮半島系の
黒色磨研土器
(久保遺跡)

わたしは、
ある展示品に描かれ
ている鳥だよ！
会場にきて
さがしてみてね！

くるめは、筑紫平野の中心に位置し、水陸の交通の要衝として、古くから栄えてきました。

今回の展示では、「筑後川と弥生時代のくるめ」と題し、くるめの集落が、筑後川を介して朝鮮半島や、近畿、山陰、瀬戸内などの各地方との交流をもちながら発展していく姿を描きます。

かがみ 鏡と玉類
(良積遺跡)

人口の増加や他地域との交流を背景に、地域ごとに中心となる大きな集落が生まれていきます。

やがて、『魏志』倭人伝に書かれているような多くのクニぐにができています。

関連イベント

歴史講座

「くるめの弥生時代」「弥生時代の交流」

日時：平成26年10月19日（日）
11月2日（日）

10:00～12:00

場所：サンライフ久留米2階大会議室

定員：先着50名（申し込み不要）

無料

火起こし体験

日時：平成26年10月25日（土）
10月26日（日）
9:00～16:00（所要時間約15分）

場所：埋蔵文化財センター玄関前

定員：なし（申し込み不要）

無料

勾玉作り体験

日時：平成26年11月1日（土）
11月2日（日）

10:00～無くなり次第終了

場所：水沼の里2000年記念の森公園

定員：先着各70名（申し込み不要）

有料：材料費100円

お問い合わせ

久留米市市民文化部

文化財保護課

TEL0942-30-9225

FAX0942-30-9715

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1060manabi/2050bunkazai/>